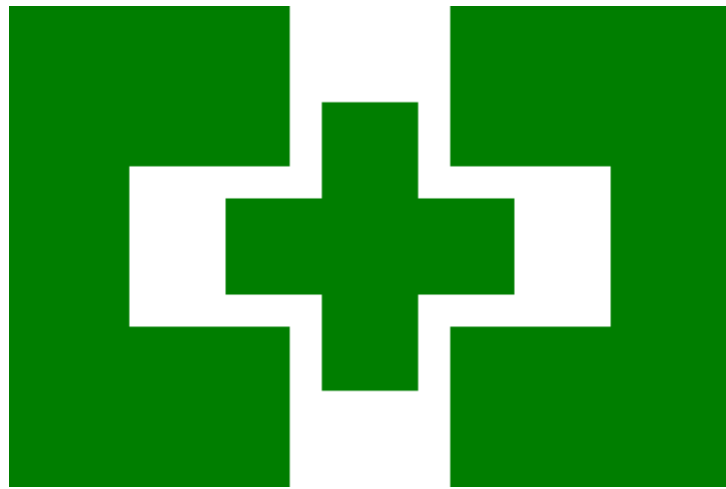




令和6年度



# 建設工事発注機関等 労働災害防止連絡会議



日 時：令和6年6月24日（月）  
午後2時～

場 所：浦河労働基準監督署  
（オンライン開催）

浦 河 労 働 基 準 監 督 署

# < 会 議 次 第 >

## 1 浦河労働基準監督署から

(1) 署 長 挨 拶

(2) 監 督 署 説 明

## 2 建設業労働災害防止協会 北海道支部 浦河分会の活動について

## 3 協議事項について

(1) アンケート結果について

(2) 発注機関における労働災害防止の取り組み状況について

(3) その他

# 令和6年度 建設工事発注機関 労働災害防止連絡協議会 配布資料目次

1	令和6年度の北海道労働局労働基準部行政運営方針	1
2	労働災害発生状況	
	令和5年確定値（北海道内）	3
	令和6年5月末現在速報値（浦河署管内）	10
3	第14次労働災害防止計画の2年目に向けて	12
4	はしごを使う前に／脚立を使う前に	14
5	エイジフレンドリーガイドライン	16
6	事前調査は、「建築物石綿含有建材調査者」が行う必要があります!	17
7	石綿対策は「皆さま」に関わる問題です	19
8	足場からの墜落防止措置が強化されます	21
9	手すり先行工法の足場を使用しましょう	25
10	一人親方等の安全衛生対策について	33
11	トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます	37
12	建設現場における警備員の車両誘導中の労働災害が増加しています	43
13	第97回 全国安全週間	45
14	建設業「時間外労働の上限規制」のポイント	47
15	建設業 時間外労働の上限規制 わかりやすい解説	49
16	外国人の適正な雇用にご協力ください	65
17	浦河労働基準監督署からのお知らせ	69



# 安心して働ける職場環境づくり

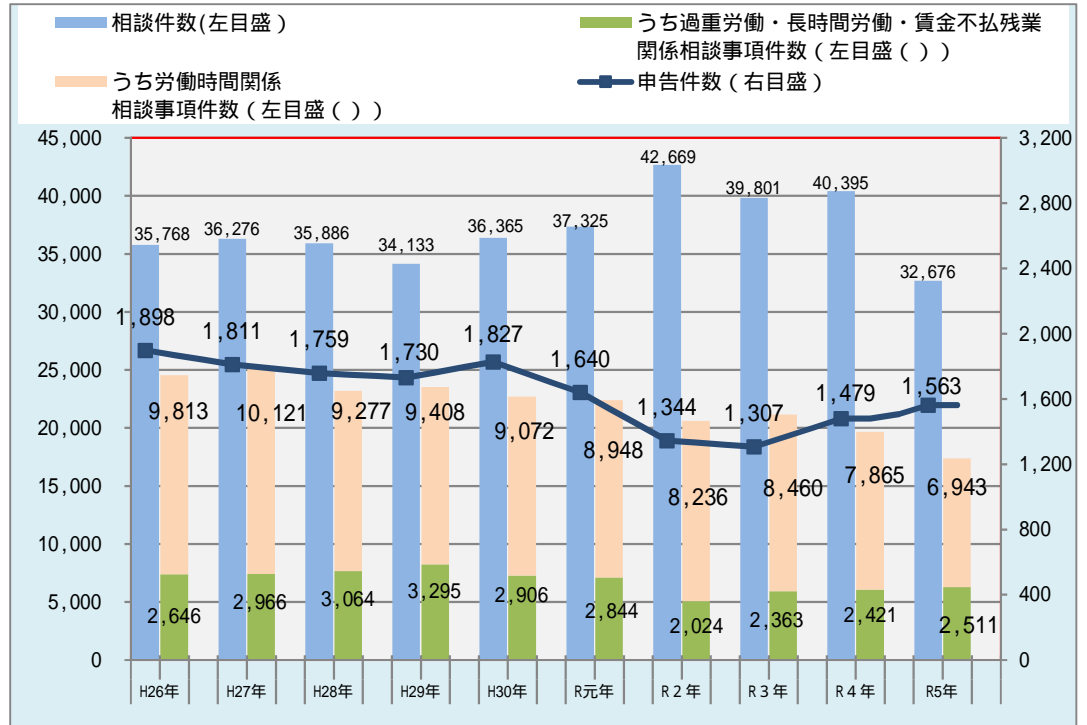
## 働き方改革における長時間労働の抑制、法定労働条件の確保・改善

監督課

- 1 時間外労働の上限規制 (件)  
適用(いわゆる「2024年問題」)に対し、適切に対応します。
- 2 長時間労働の抑制を図るため、労働基準行政が一体となった過労死等防止対策に取り組みます。
- 3 中小企業、小規模事業者が基本的労働条件の枠組みを確立できるよう支援を行い、法定労働条件の履行確保を図ります。
- 4 労働基準監督機関としての権限を適正かつ斉一的に行使いたします。

### 申告・相談件数の推移

(件)



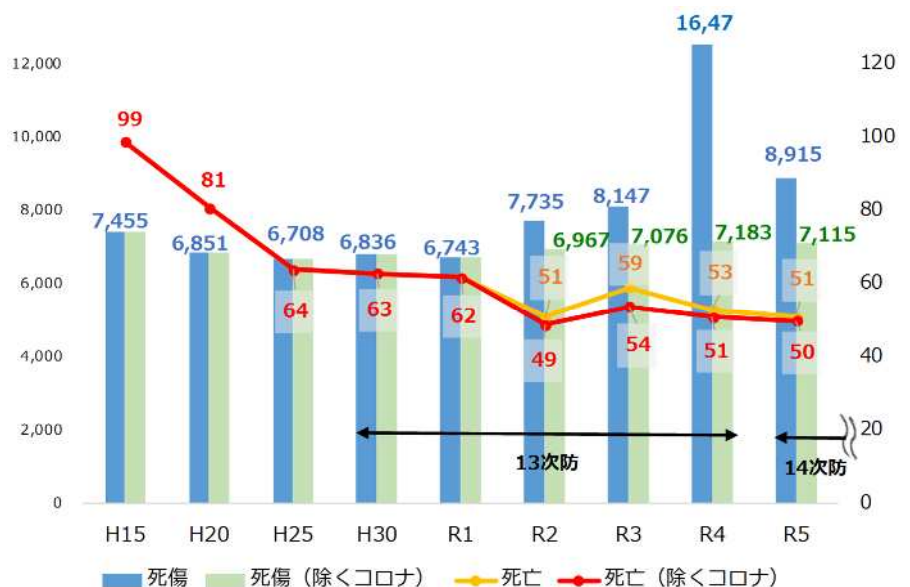
## 働く人の安全と健康の確保

安全課 健康課

- 1 第14次労働災害防止計画(2023年度~2027年度)に基づき、労働災害の大幅な減少に取り組みます。本年度は、  
死亡者数を過去最少人数の49人以下とさせます。  
休業4日以上の死傷者数を、令和4年と比較して減少に転じさせます。
- 2 「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」、「労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「高年齢労働者の労働災害防止対策」を重点事項に掲げ、その増加に歯止めをかけます。

### 全産業における死傷者数の推移

(人)



(令和5年の数字は令和6年2月末速報値)

内容の詳細等については、北海道労働局労働基準部 011-709-2311 の各担当課・室(監督・安全・健康課、賃金室、労災補償課)又は各労働基準監督署までお問合せください。

北海道労働局 HP (<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/home.html/>)

## メンタルヘルス取組状況 (R6.2月末現在)

- 各事業場において、メンタルヘルス不調の予防など、メンタルヘルス対策の取組が実施されるよう、特定6業種（卸売業、小売業、金融業、教育・研究業、清掃業）を中心に取組を推進します。
- 化学物質、石綿、粉じんなどによる健康障害の防止に取り組みます。
- 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」等を通じて、暑さ指数（WBGT値）の把握・活用などによる熱中症対策の取組が促進されるよう周知・指導を実施します。

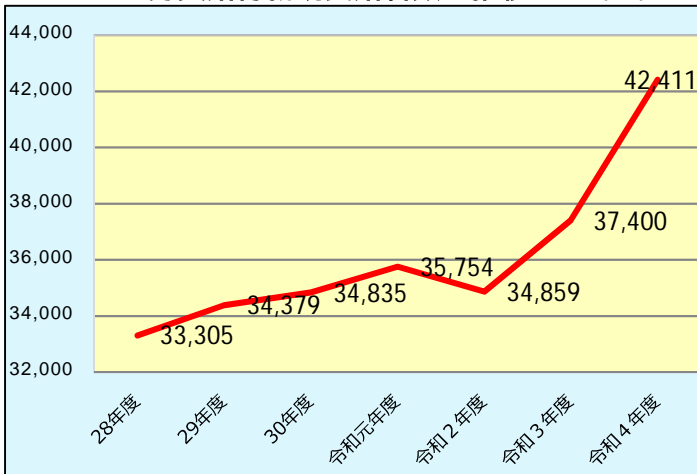
	対象事業場数	取組のある事業場数	取組の割合
特定6業種 (30人以上)	4,888	3,705	75.8%
特定6業種 (30~49人)	2,971	2,035	68.5%
全産業 (30名以上)	13,601	10,615	78.0%

## 労災補償対策の推進

## 労災補償課

労働災害による負傷及び脳・心臓疾患、精神障害、石綿関連疾患などの業務上疾病について、認定基準を的確に運用し、労災請求の早期決定を行うとともに、相談者等に対しては懇切・丁寧な対応に努めます。

労災給付新規受給者数の推移 (人)



脳・心臓疾患、精神障害及び石綿関連疾患に係る労災補償状況 (件)



## 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

## 賃金室

最低賃金の周知・徹底及び履行の確保を効果的に推進します。

最低賃金の件名	時間額 (円)	効力発生日
北海道最低賃金	960	令和5年10月1日
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	996	令和5年12月1日
鉄鋼業	1,030	令和5年12月1日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	997	令和5年12月1日
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業	990	令和5年12月1日

賃上げが可能な環境整備に資するよう、中小企業・小規模事業者には以下の支援を行います。

- 賃金引き上げ特設ページ
- 業務改善助成金
- 北海道働き方改革推進支援センター



賃金引き上げ特設ページ



業務改善助成金



働き方改革推進支援センターのご案内

# 令和5年 業種別労働災害発生状況 その1

令和5年1月1日～令和5年12月31日(確定)

北海道労働局

業種別	令和5年			令和4年			対前年		業種割合 (%)	令和4年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	51	9,004	9,055	53	16,419	16,472	-7,417	-45.0	100.0	53	16,419	16,472
製造業	4	1,141	1,145	5	1,343	1,348	-203	-15.1	12.6	5	1,343	1,348
食料品	3	631	634	1	730	731	-97	-13.3	7.0	1	730	731
木材・家具		87	87		101	101	-14	-13.9	1.0		101	101
紙・印刷		19	19		36	36	-17	-47.2	0.2		36	36
窯業・土石		43	43		66	66	-23	-34.8	0.5		66	66
金属・機械		182	182		191	191	-9	-4.7	2.0		191	191
その他	1	179	180	4	219	223	-43	-19.3	2.0	4	219	223
鉱業												
鉱山		3	3		3	3			0.0		3	3
土石採取業	1	16	17		19	19	-2	-10.5	0.2		19	19
建設業	6	893	899	23	995	1,018	-119	-11.7	9.9	23	995	1,018
土木工事業	4	296	300	13	390	403	-103	-25.6	3.3	13	390	403
建築工事業	2	379	381	5	398	403	-22	-5.5	4.2	5	398	403
木造建築業		115	115		113	113	2	1.8	1.3		113	113
その他		103	103	5	94	99	4	4.0	1.1	5	94	99
交通運輸事業	1	304	305	1	413	414	-109	-26.3	3.4	1	413	414
陸上貨物運送事業	10	825	835	5	864	869	-34	-3.9	9.2	5	864	869
道路貨物運送	10	768	778	5	810	815	-37	-4.5	8.6	5	810	815
陸上貨物取扱		57	57		54	54	3	5.6	0.6		54	54
港湾運送業		8	8		17	17	-9	-52.9	0.1		17	17
林業	4	64	68	1	80	81	-13	-16.0	0.8	1	80	81
水産業	1	140	141	2	133	135	6	4.4	1.6	2	133	135
商業	5	1,098	1,103	5	1,196	1,201	-98	-8.2	12.2	5	1,196	1,201
清掃・と畜業	3	425	428	1	481	482	-54	-11.2	4.7	1	481	482
上記以外の事業	16	4,087	4,103	10	10,875	10,885	-6,782	-62.3	45.3	10	10,875	10,885

※ 本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計した数値である。

※ 死亡災害については、本年・昨年ともに確定値である。

※ 休業災害については、本年・昨年ともに確定値である。

## 令和5年 業種別労働災害発生状況 その2

令和5年1月1日～令和5年12月31日(確定)

北海道労働局

「上記以外の事業」の内訳

業種別	令和5年			令和4年			対前年		業種割合 (%)	令和4年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
農業		119	119	1	117	118	1	0.8	1.3	1	117	118
畜産業	2	326	328	2	328	330	-2	-0.6	3.6	2	328	330
金融・広告業		55	55		50	50	5	10.0	0.6		50	50
映画・演劇業		1	1		7	7	-6	-85.7	0.0		7	7
通信業		185	185		185	185			2.0		185	185
教育・研究業		69	69	1	121	122	-53	-43.4	0.8	1	121	122
保健衛生業	1	2,540	2,541	1	9,302	9,303	-6,762	-72.7	28.1	1	9,302	9,303
接客娯楽業	3	460	463		387	387	76	19.6	5.1		387	387
その他の事業	10	332	342	5	378	383	-41	-10.7	3.8	5	378	383
合計	16	4,087	4,103	10	10,875	10,885	-6,782	-62.3	45.3	10	10,875	10,885

「第三次産業」の内訳

業種別	令和5年			令和4年			対前年		業種割合 (%)	令和4年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
商業	5	1,098	1,103	5	1,196	1,201	-98	-8.2	12.2	5	1,196	1,201
うち小売業	2	859	861	3	935	938	-77	-8.2	9.5	3	935	939
金融・広告業		55	55		50	50	5	10.0	0.6		50	50
映画・演劇業		1	1		7	7	-6	-85.7	0.0		7	7
通信業		185	185		185	185			2.0		185	185
教育・研究業		69	69	1	121	122	-53	-43.4	0.8	1	121	122
保健・衛生業	1	2,540	2,541	1	9,302	9,303	-6,762	-72.7	28.1	1	9,302	9,303
うち社会福祉施設		1,213	1,213	1	3,827	3,828	-2,615	-68.3	13.4	1	3,827	3,828
うち医療保健業	1	1,320	1,321		5,451	5,451	-4,130	-75.8	14.6		5,451	5,451
接客・娯楽業	3	460	463		387	387	76	19.6	5.1		387	387
うち飲食店		222	222		197	197	25	12.7	2.5		197	197
うち旅館業		116	116		89	89	27	30.3	1.3		89	89
うちゴルフ場	1	51	52		40	40	12	30.0	0.6		40	40
清掃・と畜業	3	425	428	1	481	482	-54	-11.2	4.7	1	481	482
その他の事業	10	332	342	5	378	383	-41	-10.7	3.8	5	378	383
うち警備業	6	76	82	3	73	76	6	7.9	0.9	3	73	76
合計	22	5,165	5,187	13	12,107	12,120	-6,933	-57.2	57.3	13	12,107	12,120

# 令和5年 建設業における死亡災害

発 生 年	発 生 月	時 刻	業 種	規 模	事 故 の 型	起 因 物	災 害 の 状 況
5	6	8時台	土木工事業	10人未満	墜落、転落	一般動力機械 1 6 9	被災者は、堤防の草刈作業に従事し、堤防の法面で乗用草刈機を運転していたところ、草刈機が用水路に落下し、同機械の下敷きとなった状態で発見されたもの。
5	6	16時台	建築工事業	10人未満	墜落、転落	物仮設 構物、建築 物等 4 1 5	屋根板金のふき替え作業中、勾配のある屋根上で軒側に背を向けて後ずさりしていたところ、約8m下の地面に墜落したもの。
5	7	19時台	建築工事業	10人未満	交通事故（道路）	動力運搬機 2 2 1	社用車のトラックを運転して出張先から自社に戻る際、片側1車線の直線道路上でセンターラインをはみ出して路外に逸脱したもの。
5	10	12時台	土木工事業	10人未満	おぼれ	環境等 7 1 1	被災者は、複数名で山中の道路の陥没箇所を確認するにあたり、道路外の斜面に下りて路盤の写真を撮ろうとした際に、誤って撮影用の携帯電話を落としたため、回収しようとさらに急な斜面を下って行ったところで行方が分からなくなり、翌日に湖の水中に沈んでいる状態で発見されたもの。
5	10	14時台	土木工事業	10人未満	墜落、転落	建設機械等 1 4 4	被災者は、締固め用ローラーを方向転換のため後進させていたところ、路肩から約4メートル下に転落したもの。
5	12	14時台	土木工事業	10人未満	転倒	建設機械等 1 4 6	被災者は、樹高約18mの支障木の伐倒準備作業中、支障木にロープをかけるため高所作業車のバスケットで運転操作を行っていたところ、当該高所作業車が転倒し、バスケットから投げ出されたもの。



# 令和5年 林業における死亡災害

発生年	発生月	時刻	業種	規模	事故の型	起因物	災害の状況
5	1	10時台	林業	10人未満	激突され	車両系木材 伐出機械等 1 7 1	被災者は、倒木の整理作業現場において、チェーンソーを用い集積された倒木の根切り作業に従事し、同僚労働者が根が切り落とされた倒木をグラブプル機で移動させていたが、当該グラブプル機が旋回した際に掴んでいた倒木が被災者の頭部に激突したものの。
5	3	16時台	林業	10人以上 29人	激突され	環境等 7 1 2	被災者は、同僚複数名とチェーンソー及び伐木機械を用いて伐木作業を行っていた。各作業員は離れた持ち場で作業していたが、終了時刻になって、伐倒木に腹部を押され、うつ伏せで倒れている被災者が発見されたものの。
5	7	9時台	林業	10人未満	崩壊、 倒壊	環境等 7 1 2	被災者は、同僚5名と現場に入場し、チェーンソーを用いてトドマツ(人工林、樹高22m)の間伐作業中、伐採していたトドマツの近くに立っていたカバの枯損木(樹高15m)が倒壊し、当該枯損木が被災者に当たったものの。
5	8	10時台	林業	10人未満	その他	環境等 7 1 9	被災者は伐木作業に従事しており、休憩をしようとグラブプルを止めたところ、運転席に侵入した蜂に刺され、意識混濁となったものの。

# 令和5年 その他の業種における死亡災害

発生年	発生月	時刻	業種	規模	事故の型	起因物	災害の状況
5	1	7時台	清掃・と畜業	100人以上 299人	墜落、転落	用具 371	被災者は、小売店舗内において、荷の搬入口のシャッターを開閉するチェーンが建物天井付近にて絡まっていたのを直すため、脚立を開いてはしごとして使用し、当該絡まりを直していたが、作業を終え、はしごから降りる途中で足を踏み外して転落し、床に頭部を強打したものの。
5	2	7時台	その他の商業	30人以上 49人	おぼれ	仮設物・建築物等 418	被災者は、自社が行う外国船への荷の積み込み作業に関して、荷主と打ち合わせを行った後、当該外国船が停泊している岸壁近くの海面に浮いているのが発見されたもの。
5	2	8時台	卸売業	10人未満	はさまれ、巻き込まれ	一般動力機械 169	被災者は、大型円形搾乳機(ロータリーミルクパーラー)の修理作業のため、前日深夜から単独で現場に入場していたが、翌朝、駆動モータ付近で頭部から血を流して倒れているところを発見されたもの。
5	3	17時台	その他の事業	10人以上 29人	はさまれ、巻き込まれ	建設機械等 144	片側2車線の道路舗装工事現場において、舗装工事中の現場の交通誘導を行っていた被災者が、後進中のタイヤローラーに背後から轢かれたもの。
5	2	20時台	小売業	10人未満	交通事故(道路)	乗物 231	被災者は、勤務終了後、翌日出勤予定の店舗の付近で前泊するために軽自動車を運転していたところ、凍結路面でスリップし、対向車線へはみ出し、トラックと衝突したものの。
5	3	9時台	水産業	10人以上 29人	はさまれ、巻き込まれ	乗物 239	計4名が乗り込んだ漁船で、ホタテの養殖のため船に平行に固定されたケタローブに稚貝を取り付ける作業を行っており、被災者は箱に入った稚貝を他の作業員に手渡す作業に従事していた。巻き上げ機を止めて作業していたが、巻き上げ機が作動しており、ケタローブを固定するアームと巻き上げ機の間で挟まれていたもの。
5	2	14時台	その他の事業	50人以上 99人	墜落、転落	用具 371	被災者が屋根に積もった雪庇を落とす作業を行うため、はしごを昇降していたところ、はしごから墜落したものの。
5	4	13時台	清掃・と畜業	10人未満	はさまれ、巻き込まれ	一般動力機械 169	堆肥の発酵とふるい分けを行う施設内で、被災者は、堆肥とゴミを選別する機械と、当該機械の覆いの中で、意識のない状態で発見されたもの。
5	5	9時台	清掃・と畜業	10人以上 29人	飛来、落下	一般動力機械 169	客先の工場にあるタンクの内部を高圧洗浄水を用いて清掃する作業において、高圧洗浄車の横で機械操作を行っていたところ、高圧洗浄車のポンプから圧送用のホースが外れ、ポンプ内部より噴き出した高圧洗浄水が被災者の頭部に直撃したものの。

# 令和5年 その他の業種における死亡災害

発生年	発生日	時刻	業種	規模	事故の型	起因物	災害の状況
5	5	21時台	その他の事業	30人以上 49人	交通事故（道路）	動力運搬機 2 2 1	建設工事現場において、一般車両の交通誘導を行っていた警備員である被災者が、荷の搬入のために現場内で後進していたトラックに背後から轢かれたもの。
5	6	11時台	畜産業	10人以上 29人	交通事故（道路）	動力運搬機 2 2 1	大型トラックで片側1車線の緩やかな左カーブを走行していたところ、対向車線にはみ出し、対向車線を走行中のバスと正面衝突したもの。
5	6	11時台	道路旅客運送業	100人以上 299人	交通事故（道路）	動力運搬機 2 2 1	都市間バスで片側一車線の一般道を走行していたところ、対向車線にはみ出してきたトラックと正面衝突したもの。
5	7	9時台	その他の事業	50人以上 99人	交通事故（道路）	動力運搬機 2 2 1	工事現場の出入口で、資材の搬入に来た積載型トラッククレーンの後進を誘導していた被災者は、歩道と車道の段差を解消するために設けたスロープがずれたため設置し直していたところ、停車していた積載型トラッククレーンが後進し、ひかれたもの。
5	7	11時台	その他の接客 娯楽業	10人以上 29人	転倒	乗物 2 3 9	被災者は、芝生に孔を開けるための作業車（エンジン式3輪、3段変速MT車）に乗り、カート用の道路（幅員2.1m）を走行中、下り坂の右急カーブの直後、右側に横転し、車体の右側面と路面との間に頭をはさまれたもの。
5	7	20時台	その他の接客 娯楽業	100人以上 299人	墜落、転落	用具 3 7 1	終業時刻後になっても帰宅していない被災者を捜索したところ、建物内で横たわっている状態で発見され、数日後死亡したもの。現場にははしごが倒れており、床には血痕があった。
5	7	8時台	その他の事業	30人以上 49人	高温・低温との接触	環境等 7 1 5	ボイラー室内においてボイラー運転業務を行っていた被災者が、机に伏せる状態で発見され、その後病院に救急搬送されたが、脱水症状があり、同日死亡したもの。
5	8	1時台	その他の事業	10人未満	交通事故（道路）	乗物 2 3 9	被災者は、建設現場へ建築用部材を搬送する輸送トレーラーの先導のため、輸送トレーラーの10km先を走行しながら無線により伝達する業務を行っていたところ、緩いカーブに差し掛かった際に対向車線にはみ出し、対向車線を走行中のタンクローリーと正面衝突したもの。
5	9	9時台	その他の接客 娯楽業	50人以上 99人	転倒	一般動力機械 1 6 9	被災者は、傾斜約40度の法面において、法尻から高さ約55cmの位置をエンジン付き手押し芝刈機にて芝刈り作業中、芝刈機が横転し、芝刈機とともに法面下の川に転落した際、芝刈機の回転歯で頭部に創傷を負ったもの。

## 令和5年 その他の業種における死亡災害

発生年	発生月	時刻	業種	規模	事故の型	起因物	災害の状況
5	10	7時台	土石採取業	30人以上 49人	おぼれ	環 境 等 3	被災者は、側溝(幅4.5m、深さ3.5m程度)の際にドラグ・ショベルを止め、クローラ上に立ちながら汲み上げ用ポンプに連結した介錯ロープを引き揚げたところで水中に転落し、溺れたもの。
5	10	10時台	その他の商業	10人未 満	飛来、 落下	用 具 2	被災者は、重ねて置いてある敷鉄板(1.5m×6m×22mm、1.6t)をクレーンでつり上げるため、専用のつり具(ハッカー)を敷鉄板の片側に掛けてつり上げ、浮いた隙間に鋼材をスペーサーとして差し込み、隙間に上体を入れたところ、ハッカーから敷鉄板が外れて、敷鉄板の下敷きになったもの。
5	10	18時台	その他の事業	300人 以上	激突	物 仮 設 物 、 構 築 物 、 建 築 等 9	事務所の通用口前階段付近において、頭部から出血し意識なく倒れている状態で発見されたもの。
5	11	8時台	その他の事業	10人未 満	墜落、 転落	物 仮 設 物 、 構 築 物 、 建 築 等 8	底部に排出部のあるホッパー状の粃殻の貯蔵建屋内において、排出部に転落し、自然排出されず堆積していた粃殻の生き埋めになったもの。
5	12	13時台	その他の事業	30人 以上 49人	交通事 故(道 路)	動 力 運 搬 機 1	片側2車線の高規格道路の舗装工事における警備の準備作業をするため、路肩に停車したトラックから降りたところ、後方から来たトレーラーに追突されたもの。
5	12	13時台	その他の事業	30人 以上 49人	交通事 故(道 路)	動 力 運 搬 機 1	片側2車線の高規格道路の舗装工事における警備の準備作業をするため、路肩に停車したトラックから降りたところ、後方から来たトレーラーに追突されたもの。
5	12	14時台	畜産業	10人 以上 29人	激突さ れ	動 力 運 搬 機 9	鋼製の柵が所定の固定位置から外れたことから、当該柵をけん引具で緊結し、農業用機械で引っ張る方法で所定の位置に戻そうとしたところ、支柱に引っ掛かっていた当該柵が外れて、被災者に激突したもの。

# 令和6年 業種別労働災害発生状況

( 令和6年1月1日～5月31日 )

浦河労働基準監督署

浦河署管内	令和6年			前年同期			対前年		本年分	令和5年確定値			
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率	割合(%)	死亡	休業	合計	
全産業計	1 ( )	70	71	1 ( 1 )	67	68	3	4.4%	100%	3 ( 1 )	193	196	
業種内訳	製造業	( )	2	2	( )	4	4	-2	-50.0%	2.8%	( )	10	10
	食料品	( )	1	1	( )	1	1			1.4%	( )	4	4
	木材木製品	( )			( )	1	1	-1	-100.0%		( )	2	2
	家具・装備品	( )			( )						( )		
	窯業・土石	( )			( )	1	1	-1	-100.0%		( )	1	1
	金属・機器	( )			( )						( )		
	その他	( )	1	1	( )	1	1			1.4%	( )	3	3
	鉱業	( )			( )						( )		
	土石採取業	( )			( )						( )		
	建設業	( )	3	3	( )	3	3			4.2%	2 ( )	10	12
	土木工事業	( )	1	1	( )	3	3	-2	-66.7%	1.4%	2 ( )	8	10
	建築工事業	( )			( )						( )	2	2
	木造建築業	( )	1	1	( )			1		1.4%	( )		
	その他	( )	1	1	( )			1		1.4%	( )		
	道路貨物運送	( )	3	3	( )	1	1	2	200.0%	4.2%	( )	3	3
	その他の運輸	( )	2	2	( )			2		2.8%	( )		
	陸上貨物取扱	( )	1	1	( )			1		1.4%	( )	2	2
	港湾荷役業	( )			( )						( )		
	林業	( )	2	2	( )			2		2.8%	( )	2	2
	漁業	( )	2	2	( )	2	2			2.8%	( )	5	5
卸・小売	( )	2	2	1 ( 1 )	1	2			2.8%	1 ( 1 )	2	3	
清掃業	( )			( )	1	1	-1	-100.0%		( )	2	2	
畜産業	( )	42	42	( )	47	47	-5	-10.6%	59.2%	( )	130	130	
その他の事業	1 ( )	11	12	( )	8	8	4	50.0%	16.9%	( )	27	27	

本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により作成したものです。

死亡災害件数の( )欄は交通事故(道路交通法適用)による件数で内数。






<p>今月のコメント</p>	<p>1 労働災害発生状況について            全産業における死亡及び休業4日以上労働災害(令和6年中に発生した災害)は71件で、前年同期と比較して3件増加しています。            令和6年5月に新たに把握した災害は14件で、業種別では土木工事業1件、道路貨物運送業1件、卸・小売業1件、畜産業10件、その他の事業1件です。            事故の型別では墜落・転落7件、転倒1件、激突1件、飛来・落下1件、激突され4件です。            14件の労働災害のうち、軽種馬産業におけるものは10件あり、その内訳は落馬5件、蹴られた2件、踏まれた1件、騎乗中に柵等に接触2件です。</p> <p>2 令和6年度(第97回)全国安全週間について            6月1日から6月30日までは令和6年度(第97回)全国安全週間の準備月間です。            今年度の全国安全週間のスローガンは、  <b>「危険に気付くあなたが目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」</b>            です。            業種横断的な労働災害防止対策として、「労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策」、「高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策」、「交通労働災害防止対策」、「熱中症予防対策」、「業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策」が実施事項として挙げられていることから、どの業種の事業者様に置かれましても、安全週間中のゼロ災害実現に向けた準備をお願いします。            詳細につきましては、令和6年度全国安全週間実施要綱及び全国安全週間リーフレットを裏面記載のQRコードやURLよりご確認ください。</p>
----------------	---

# 令和6年 死亡災害発生状況

浦河労働基準監督署

件数	発生時刻	事業の種類	職種	災害の種類	起因物	災害発生状況の概要
1	4月9日 時台	接客娯楽業	作業員・技能者	墜落・転落	はしご等	被災者は、電線に掛かった木の枝を取り外すため、軽トラックの荷台上に脚立を置き、天板の上にまたがり、両足で脚立を挟むような体勢で高枝切りばさみを使って木の枝を切ろうとしたところ、バランスを崩し、脚立から軽トラックの運転席前方の地上部まで墜落した。被災者は保護帽を着用していなかった。

今後の取組で活用いただきたい情報が掲載された厚生労働省等のHPや資料のデータを以下のとおり紹介します。

資料名・関連サイト名、URL、2次元コード		
1		浦河労働基準監督署からのお知らせ【北海道労働局HP】 <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase_00005_15.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase_00005_15.html</a>
2		北海道の労働災害統計【北海道労働局HP】 <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/newsagai.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/newsagai.html</a>
3		令和6年度 全国安全週間【中央労働災害防止協会HP】 <a href="https://www.jisha.or.jp/campaign/anzen/index.html">https://www.jisha.or.jp/campaign/anzen/index.html</a>
4		学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報 <a href="https://neccyusho.mhlw.go.jp/">https://neccyusho.mhlw.go.jp/</a>
5		化学物質管理者・保護具着用管理責任者の皆さまへ <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001216818.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001216818.pdf</a>
6		石綿総合情報ポータルサイト <a href="https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/">https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/</a>
7		エイジフレンドリー補助金について【厚生労働省HP】 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html</a>
8		職場のあんぜんサイト <a href="https://anzeninfo.mhlw.go.jp/#">https://anzeninfo.mhlw.go.jp/#</a>
9		最低賃金について【北海道労働局HP】 <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/minimum_wage.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/minimum_wage.html</a>
10		適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト はたらきかたススム【厚生労働省HP】 <a href="https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/">https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/</a>



# 第14次労働災害防止計画の2年目に向けて

計画の目標 2027(R9)年の死亡災害及び死傷災害を次のとおりとする



第14次防本文

○死亡災害 2022(R4)年と比較して10%以上減少※

○死傷災害 2022(R4)年と比較して減少に転じさせる※

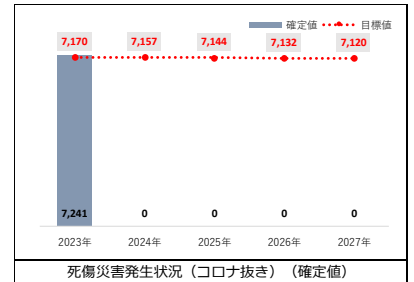
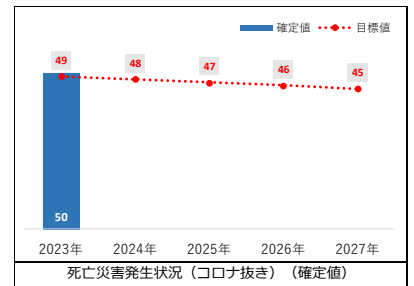
※新型コロナウイルス感染症によるものを除く

## 死亡災害及び死傷災害の状況

第14次労働災害防止計画の1年目であった令和5年の災害発生状況は、新型コロナウイルス感染症によるものを除き、死亡災害は50人と、1年目の目標（49人）を達成できませんでした。また、死傷災害についても7,241人と、1年目の目標（7,170人）を達成できず、厳しい滑り出しとなりました。

死亡災害の業種別発生状況では道路貨物運送業が10人と最も多く、次いで建設業6人、警備業6人、商業5人、製造業4人、林業4人が続きます。事故の型別発生状況では、交通事故（道路）11人が最も多く発生しており、次いで墜落、転落10人、はさまれ、巻き込まれ8人、転倒4人、激突され4人となっています。

死傷災害の業種別発生状況では、発生割合が高い順に主なもので、製造業（15.5%）、商業（15.2%）、建設業（12.3%）、保健衛生業（12.1%）、陸上貨物運送事業（11.5%）、接客娯楽業（6.3%）、清掃・と畜業（5.7%）、畜産業（4.5%）となっています。また、事故の型別発生状況は、発生割合が高い順に主なもので、転倒2,327件（32.1%）、墜落、転落1,141件（15.8%）、動作の反動、無理な動作1,053件（14.5%）、はさまれ、巻き込まれ706件（9.8%）となっています。



## 計画の重点事項ごとのアウトカム指標の状況

### 建設業における労働災害防止対策の推進



#### 建設業 アウトカム指標

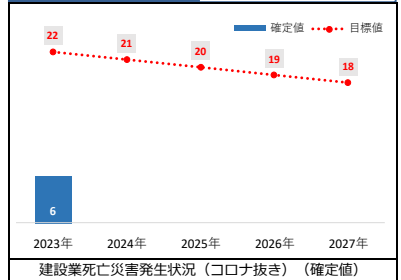
死亡者数を2022年と比較して20%以上減少させる

建設業における死亡者数は6人と過去最少人数となり、1年目の目標（22人）を大幅に下回る、好調なスタートとなりました。

事故の型別事故の型別内訳は墜落、転落3人、おぼれ1人、転倒1人、交通事故（道路）1人でした。

高所からの墜落、転落災害防止に加え、建設機械や草刈り機といった機械の転落、転倒防止対策についても対策を徹底する必要があります。

#### アウトプット指標 87.0% (総合建設業)



### 社会福祉施設における労働災害防止対策の推進

#### 社会福祉施設 アウトカム指標

腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して減少させる

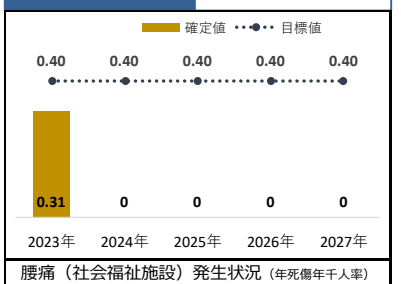
社会福祉施設における腰痛は56人であり、死傷年千人率では0.31と目標（0.40）を下回りました。ノーリフトケアを導入している事業場の割合は前年より増加しています。

引き続き、ノーリフトケアの導入を推進し、腰痛防止対策に取り組むほか、身体機能の保持増進を進めていく必要があります。

（社会福祉施設に関する死傷年千人率の算出には令和3年経済センサスを使用しています。）



#### アウトプット指標 29.8%



### 高齢労働者に係る労働災害防止対策の推進

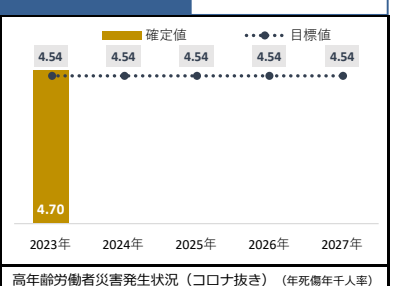
#### 高齢労働者 アウトカム指標

60歳以上の死傷年千人率を男女ともに2027年までにその増加に歯止めをかける

60歳以上の死傷者数は2,351人（32.5%）と最も多く、男性は0.03ポイント目標を下回ったものの、女性は0.44ポイント目標を上回り、全体では目標を0.16ポイント上回っています。事故の型別の発生状況では人数が多い順に主なもので転倒1,052人（44.7%）、墜落、転落404人（17.2%）、動作の反動、無理な動作224人（9.5%）でした。

引き続きエイジフレンドリーガイドラインに基づく対策を推進していく必要があります。

#### アウトプット指標 60.1%



## 外国人労働者に係る労働災害防止対策の推進

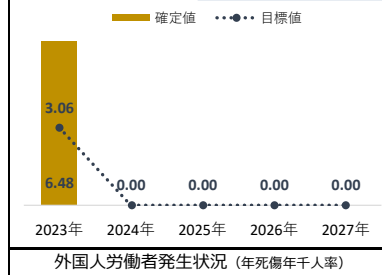


### 外国人労働者 アウトカム指標

外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする。

死傷者数は230人と前年を89人上回り、死傷年千人率は6.48と目標値を3.42ポイント上回っています。業種別では主なもので畜産業89人（38.7%）、製造業54件（23.5%）、建設業33件（14.3%）、水産業13人（5.7%）、農業9人（3.9%）です。また、在留資格別では技能実習75人（32.6%）、技能69人（30.0%）、特定技能43人（18.7%）となっています。やさしい日本語や母国語による安全衛生教育を通じ、安全な作業手順の徹底を図る必要があります。

アウトプット指標 48.6%



## 転倒災害に係る労働災害防止対策の推進

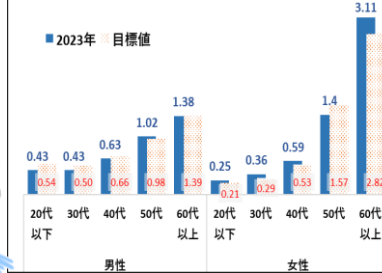
### 転倒 アウトカム指標

転倒の年齢層別死傷年千人率を男女とも増加に歯止めをかける

転倒災害は2,327件（32.1%）と事故の型別では最も多く発生しており、全体の死傷年千人率は0.98と目標値を0.01ポイント上回っています。特に60歳代以上の女性労働者の死傷年千人率は他の年代、性別に比べて高くなっています。業種別では小売業408件（17.5%）、社会福祉施設251件（10.8%）、食料品製造業210件（9.0%）、陸上貨物運送206件（8.9%）で多く発生しています。引き続き高年齢労働者対策とも連動し、ハード面、ソフト面からの対策を推進していく必要があります。



アウトプット指標 79.1%



## 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進

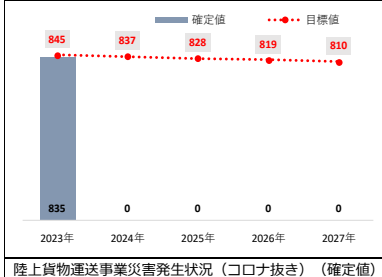
### 陸上貨物運送事業 アウトカム指標

死傷者数を2022年と比較して5%以上減少させる



死傷者数は835人と前年より18人減少し、1年目の目標値（845人）を下回りました。事故の型別では墜落、転落220件（26.3%）、転倒206件（24.7%）、動作の反動、無理な動作124件（14.9%）、はさまれ、巻き込まれ95件（11.4%）が多く発生しています。墜落、転落災害のうち、荷役作業中のものは65%を占め、トラックを起因物とする墜落、転落災害は66.8%に上ります。荷役ガイドラインを中心に荷役作業中の災害防止対策、特にトラックからの墜落、転落対策を重点的に推進する必要がありますが、そのためには荷主の協力も必要となります。

アウトプット指標 85.9%



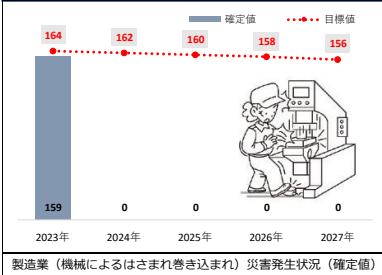
## 製造業における労働災害防止対策の推進

### 製造業 アウトカム指標

機械による「はさまれ、巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して5%以上減少させる

製造業全体の死傷者数は1,123人と前年より34人減少しました。食料品製造業が615人と製造業全体の54.8%を占めており、次いで金属製品・機械器具製造業が180人（16.0%）、木材・家具製造業87人（7.7%）となっています。機械による「はさまれ、巻き込まれ」の死傷者数は159人と1年目の目標値（164人）を下回りました。外国人労働者が多く就労する業種でもあり、設備対策に併せて安全教育についても徹底を図り、機械による「はさまれ、巻き込まれ」防止対策を推進していく必要があります。

アウトプット指標 82.5%



## 林業における労働災害防止対策の推進

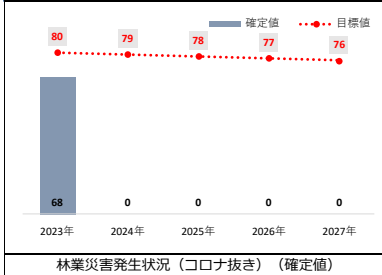
### 林業 アウトカム指標

林業の死傷者数を2022年と比較して5%以上減少させる



死傷者数は68人と前年より13人減少し、1年目の目標値（80人）を下回りました。事故の型別では主に、激突され16件（23.5%）、切れ、こすれ13件（19.1%）、転倒11件（16.2%）、飛来、落下9件（13.2%）が発生しています。起因物別では立木等21件（30.9%）、車両系木材伐出機械7件（10.3%）、チェーンソー7件（10.3%）となっています。伐木作業に関連した災害が多いため、引き続きチェーンソーによる伐木作業ガイドラインに基づく対策を進める必要があります。

アウトプット指標 87.0%





# はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。  
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

## 作業前 8 のチェック！！

### (作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

### 「労働安全衛生規則」で定められている事項

#### 移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典:「シリーズ・ここが危ない  
高所作業」中央労働災  
害防止協会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」  
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



# 脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。  
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

## 作業前 10 のチェック！！

### (作業前点検リスト)

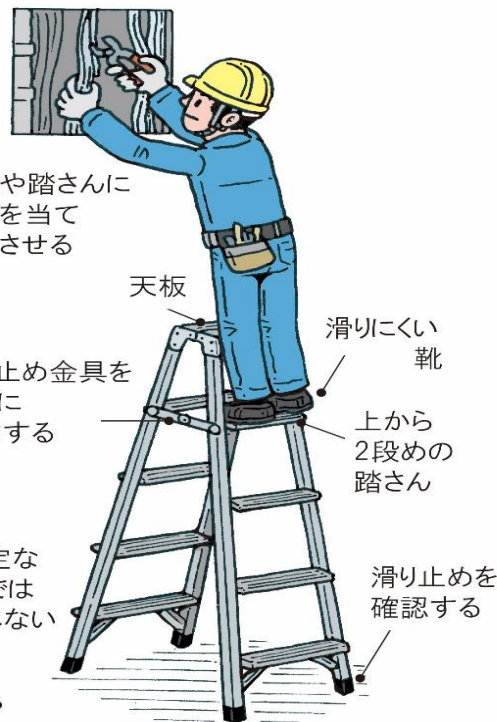
年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する  
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない



### 「労働安全衛生規則」で定められている事項

#### 脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のもの、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

高さ2m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」  
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒

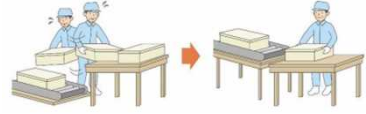
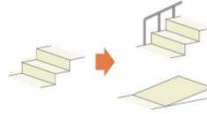


# エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)



## 働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう



### 1 安全衛生管理体制の確立

#### ● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

#### ● 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

### 2 職場環境の改善

#### ● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

#### ● 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

### 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

#### ● 健康状況の把握

雇入れ時および定期の健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

#### ● 体力の状況の把握

事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

### 4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

#### ● 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

- ・ 基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
- ・ 個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

#### ● 心身両面にわたる健康保持増進措置

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

### 5 安全衛生教育

#### ● 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。

（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）

## エイジフレンドリー補助金

- エイジフレンドリー補助金では、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者（60歳以上）の労働災害防止に取り組む**中小企業事業者の皆さまを支援しています。**
- 高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒・腰痛防止のための専門家による運動指導等の実施、労働者の健康保持増進に取り組む際は、エイジフレンドリー補助金を是非、ご活用ください。

エイジフレンドリー補助金



解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さまへ



令和5年 **10月1日**  
着工の工事から!!

事前調査は、

「建築物石綿含有建材調査者」<sup>※1</sup>

が行う必要があります!

- ※1・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者  
(一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定)
- ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者



事前調査は、  
工事の規模にかかわらず  
すべての工事が対象です

工事対象となるすべての範囲について  
石綿が含まれているか事前に調査を  
行う必要があります (※2, 3)

※2 事前調査は、建築物石綿含有建材調査者等が行う必要があります

※3 事前調査については、「文書」と「目視」による方法が原則ですが、事前調査の方法については、例えば、解体等対象建築物等の着工日等が平成18年(2006年)9月1日以降であることを、設計図書等の文書で確認する方法などが認められており、この場合は事前調査者の資格まで必要ありません

事前調査結果の  
報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを使用すれば、  
パソコン・スマホから24時間報告できます (※4)

一定規模以上の工事は、  
施工業者(元請事業者)が労働基準監督署と  
都道府県等に対して、事前調査結果の報告を  
あらかじめ行う必要があります (※5)

※4 システムの使用が困難な場合は紙による報告もできます  
※5 裏面「報告の対象となる工事・規模基準」を参照

詳細は、石綿総合情報ポータルサイトを  
ご確認ください  
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp>



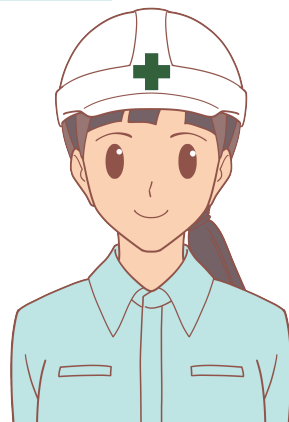
# 事前調査結果報告システムによる報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です（石綿が無い場合も報告が必要です）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
すべての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計 80 m <sup>2</sup> 以上
	改修 (※1)	請負金額が税込 100 万円以上
特定の工作物 (※3)	解体・改修 (※2)	請負金額が税込 100 万円以上

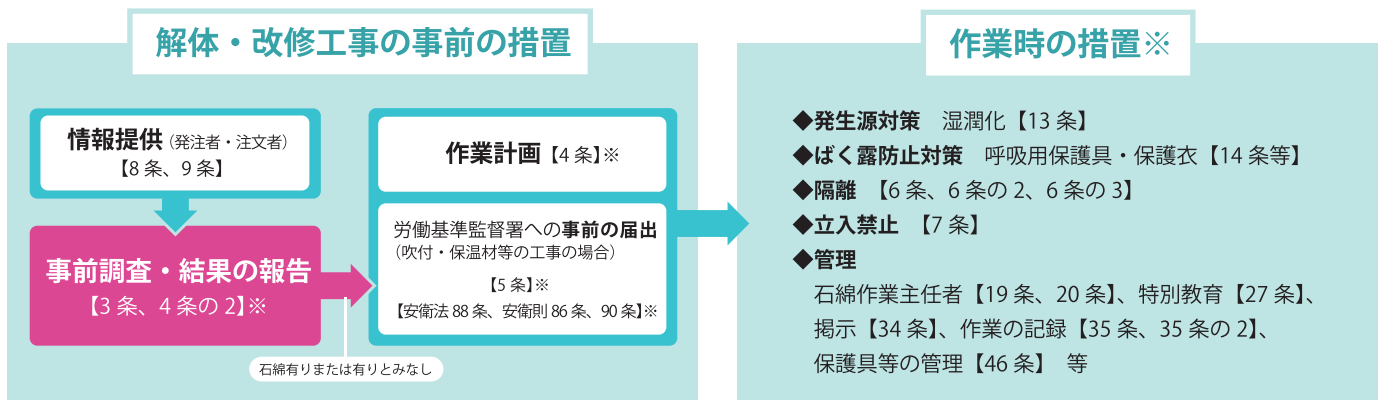
材料費も含めた  
工事全体の請負代金

- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する建材に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、足場の設置、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含まず
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます
- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です）
  - ▶ 反応槽、加熱炉、ボイラー、压力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
  - ▶ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
  - ▶ 焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
  - ▶ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
  - ▶ トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
  - ▶ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
  - ▶ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く）※令和5年10月1日から追加



## 事前調査結果を踏まえた工事の実施

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります  
適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します ※は罰則規定のあるもの  
建築物の解体等に係る石綿ばく露防止対策等に関連する法律としては、労働安全衛生法以外にも、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがありますので、解体等を行う事業者はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります

詳細は、石綿総合情報ポータル  
サイトをご確認ください！



石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置等の改正ポイントや、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業員・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています

## 各種手続きについて

事前調査結果報告システム  
の操作方法について



石綿事前調査結果報告システムをご利用頂く前に「利用者マニュアル・基本操作編、詳細機能編」を参照ください

G Biz ID について



G Biz ID トップ画面「gBizID で行政サービスへのログインをかんたん」をご確認ください（他ご不明点はお問合せ先まで）

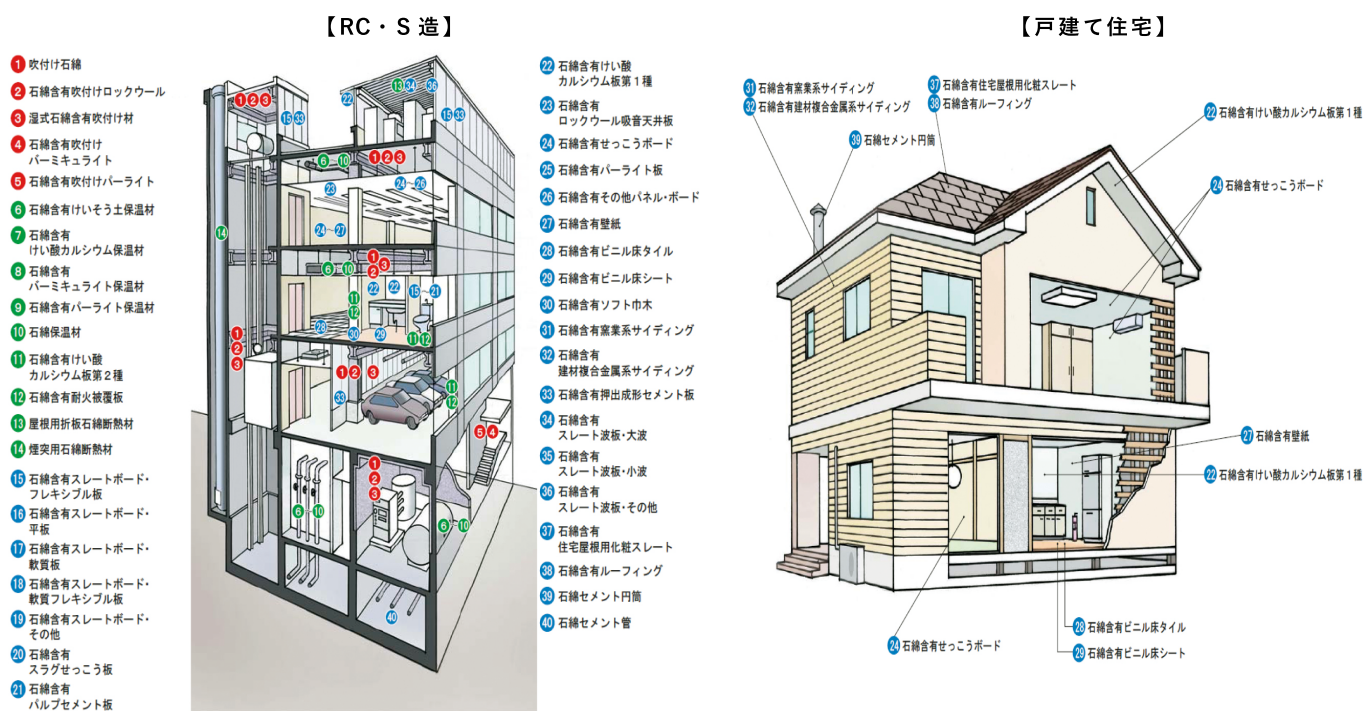
# 石綿対策は「皆さま」に関わる問題です

ビル、マンション、戸建て住宅の解体・改修工事を行う際は、  
石綿が使用されていないか事前に確認する必要があります！

## 石綿（アスベスト）とは

石綿は、天然の繊維状鉱物で、「いしわた」や「せきめん」と呼ばれています。石綿の繊維は、吸入するとじん肺、肺がん、中皮腫などの原因となる可能性があることが知られています。2006年（平成18年）9月から製造・輸入・使用などが禁止されていますが、それ以前に着工した建築物等には防火・保温・断熱等の目的で石綿が使用されている可能性があります。こうしたことから、ビルやマンション（RC造、S造）、戸建て住宅などの建築物等の解体・改修工事を行う場合には、工事の施工業者だけでなく、**工事の発注者となる建築物等のオーナーなどの皆さま**も、飛散した石綿を吸入する可能性がありますので、石綿障害予防規則、大気汚染防止法など関係法令に定められた措置を行っていただく必要があります。

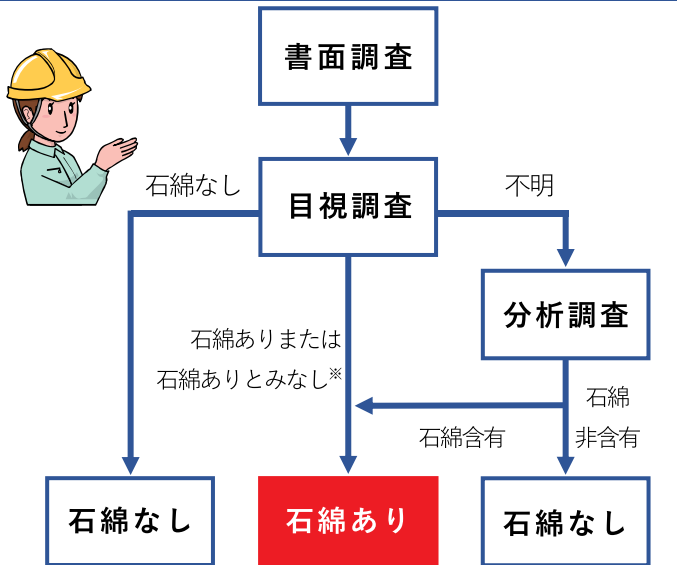
## アスベスト含有建材の使用部位例 国土交通省「目で見えるアスベスト建材（第2版）」より引用



建築物等の解体・改修工事の発注者となる方（オーナーなど）は、工事の施工業者に対して次のような配慮、措置を行うことが義務付けられています。

発注者に求められる措置	措置の概要「石綿障害予防規則又は大気汚染防止法」
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事を発注する建築物等の<b>事前調査</b>が適切に行われるよう、<b>石綿の有無を確認する上で有用な情報（設計図書、建築確認申請の副本等）を施工業者に提供</b>する等の配慮をすること</li> <li>石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務付けられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、<b>写真の撮影を許可</b>する等の配慮をすること</li> </ul>
費用負担および工事への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務付けられている石綿の有無の調査（事前調査）の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、<b>石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた工事の費用、工期、作業の方法に係る発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮</b>すること</li> </ul>
特定粉じん排出等作業の届け出	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されている</b>建築物等の解体等作業を伴う工事については<b>発注者が地方公共団体へ作業実施届出書を提出</b>すること</li> </ul>

## 事前調査の流れ



※石綿ありとみなして、必要なばく露・飛散防止対策をして工事を行う場合は、分析調査は不要です。

## 石綿総合情報ポータルサイト 解体・改修工事の発注者向けページ

石綿に関する情報は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください！

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置等の改正ポイントや、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業員・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています。



## 石綿(アスベスト)の事前調査費用の項目例

・書面調査 ・現地調査 ・裏面確認調査 ・分析調査 ・総合調査報告書 ・諸経費(交通費他)

## 【参考】適正な事業者を選定するために

石綿(アスベスト)の有無を適切に調査し、適法な工事を行う工事の施工業者を選ぶため、以下のような事項を工事の施工業者に確認することも重要です。

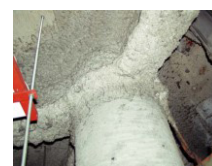
- 仮見積りの段階で、**石綿(アスベスト)調査費用が計上されていること**や、石綿(アスベスト)の**調査を行う資格**(建築物石綿含有建材調査者など)を持っているかを確認します。
- 見積り(アスベスト調査結果後)の段階で、**石綿事前調査結果報告書の提出**を求めましょう。石綿含有吹付材(レベル1)、保温材等(レベル2)がある場合には、**労働基準監督署に提出した計画届の写し**を求めましょう。  
※発注者は、これとは別に、自治体への作業実施届出が必要です。
- 解体・改修工事後、石綿(アスベスト)飛散防止措置が適切にとられたことを示す**作業の実施状況の記録(写真を含む)の提出**を求めましょう。
- 施工業者による石綿(アスベスト)含有の有無の事前調査や作業の実施状況の写真等による記録が適切に行われるよう、**発注者は写真の撮影を許可する等の配慮**を行いましょう。

## 【参考】吹付石綿(アスベスト)への対応について

建築基準法では、建築物の最低限の安全性を確保するため、**吹付石綿等について、増築等の改修時における除去または飛散防止措置の実施を義務付け**ています。この吹付石綿等が施工されている建築物は解体・改修等の機会によらず、速やかに対策を行うことを推奨します。

【建築基準法において規制対象とする吹付石綿】

建築基準法において規制対象とする吹付石綿等が施工されているおそれのある建築物に対しては、地方公共団体が調査および除去等の費用の一部を補助している場合があるので、お近くの地方公共団体にご相談ください。



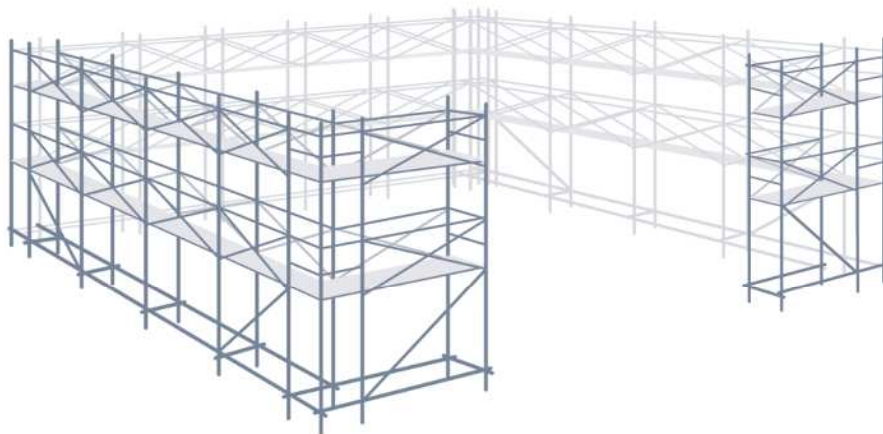
吹付けアスベスト  
(鉄骨材の耐火被覆)



アスベスト含有吹付け  
ロックウール  
(鉄骨材の耐火被覆)

# 足場からの墜落防止措置が強化されます

● 改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行 ●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

## 改正のあらまし

1

一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

3

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。





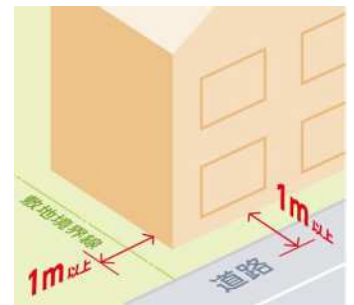
令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所※において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。

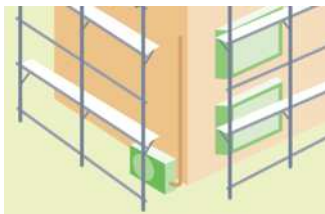
### ● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。

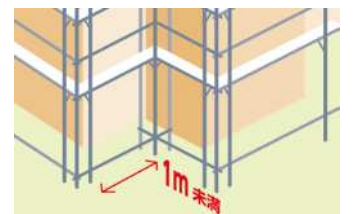


### ● 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

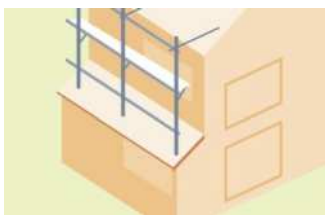
- 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



- 建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



- 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔※が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいです。

#### <留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

## 2

### 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第567条、第568条、  
第655条

R5.10.1  
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

#### ● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

#### ● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
  - ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
  - ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
  - ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者
- 等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

## 3

### 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第567条、第655条

R5.10.1  
施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に2で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

#### <留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

# 建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約400人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

## ● 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

### (1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

### (2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

### (3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

### (4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和4年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」での議論や成果等は、順次、以下のHPで公表します。



[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/anzeneisei.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html)

【問合せ先】

(足場からの墜落防止措置) お近くの**労働局**又は**労働基準監督署**にお問い合わせください。

(安全衛生経費について) 国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室  
電話番号：03 (5253) 8111 (内線24813/24816)

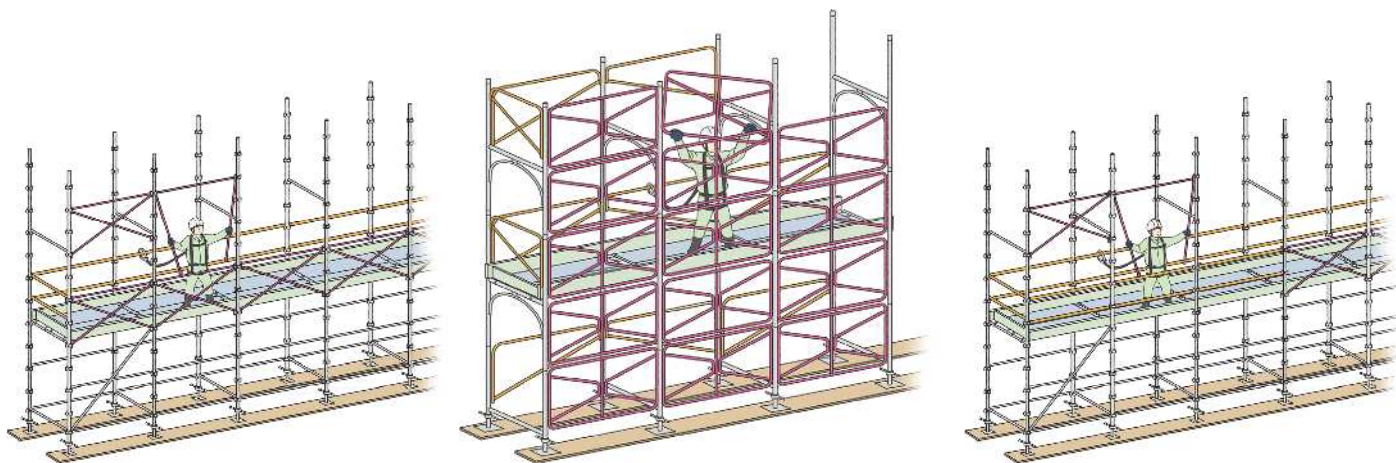
# 手すり先行工法の足場を 使用しましょう

改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」の普及・定着に向けて

足場からの墜落・転落災害を防止するためには、足場上の通常作業での対策に加え、足場の組立・解体作業において適切な対策を講じることが重要です。

手すり先行工法は足場の組立・解体時の最上層からの墜落防止に効果が高い工法であり、厚生労働省では、積極的にその普及を図っています。

本リーフレットでは、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（令和5年12月改正）に定める、手すり先行工法を導入するにあたって必要な措置等を紹介します。



## 改正のポイント

### 1 くさび緊結式足場についての作業上の留意点の追加

近年足場の主流となっているくさび緊結式足場について、構造上の留意事項等、手すり先行工法採用時の留意点を追記しました。

### 2 近年の法令改正の内容を反映

フルハーネス型墜落制止用器具の使用や、足場の安全点検による点検者の指名、一側足場の使用範囲の明確化等の建設業に関する近年の安全衛生法令の改正事項を反映しました。

### 3 足場の部材に関する最新の技術基準を反映

親綱機材、安全ネット等、足場の部材の最新の技術基準を反映しました。

足場の設置を必要とする建設工事では、手すり先行工法を積極的に採用するとともに、働きやすい安心感のある足場を使用し、足場からの墜落等を防止しましょう！

ガイドラインは厚生労働省ウェブサイトで確認→



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# ● 手すり先行工法とは

建設工事において、足場の組立て等の作業を行うに当たり、労働者が足場の作業床に乗る前に、作業床の端となる箇所適切な手すりを先行して設置し、かつ、最上層の作業床を取り外すときは、当該作業床の端の手すりを残置して行う工法です。

## 働きやすい安心感のある足場とは

P6,7 に記載する留意事項のほか、より安全な作業を行えるように必要な次の措置を講じた足場を言います。わく組足場については以下の2つの□又は◇の措置が必要です。

- 交さ筋かい及び高さ 15cm~40cm の下棧又は高さ 15cm 以上の幅木（これらと同等以上の機能を有する設備）
- 上棧（これらの措置と同等以上の機能を有する手すりわく）
- ◇防音パネル、ネットフレームの設置等（□と同等の措置）

わく組足場以外の足場については、右記二次元コードより確認ください。その他、墜落災害の防護のための安全ネット、飛来・落下防止のためのメッシュシート又は防音シートを設置しましょう。

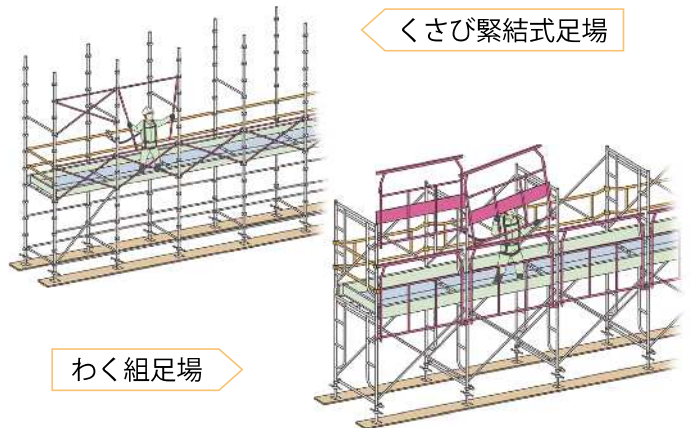
強風等の悪天候時に作業を中止する場合にあっては、メッシュシート及び防音シートを折りたたむ等の足場の倒壊等を防止する措置を講じるよう努めましょう！  
安全ネット等の性能、使用方法はこちらから▶



## 手すり先行工法の種類

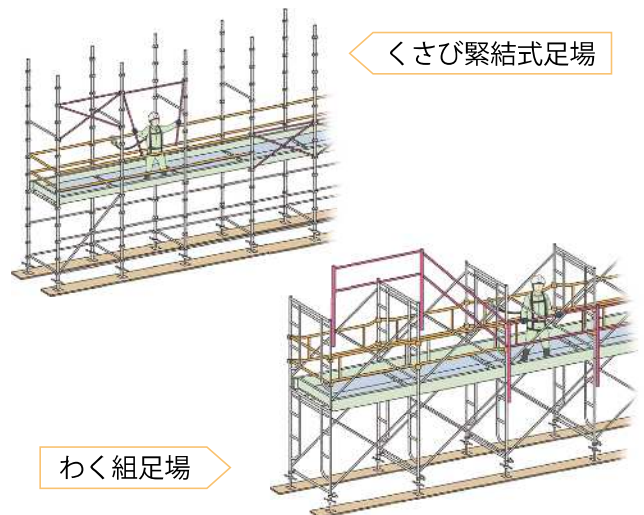
### 手すり据置き方式

- 足場の最上層に作業床を取り付ける前に、最上層より一層下の作業床上から、据え置き型の手すり又は手すりわく（据置手すり機材）を最上層の作業床の端となる箇所に設置する方式
- 据置手すり機材は、最上層より一層下の作業床から最上層に取付け又は取り外しができる機能を有しており、一般に足場の全層の片側構面に設置される



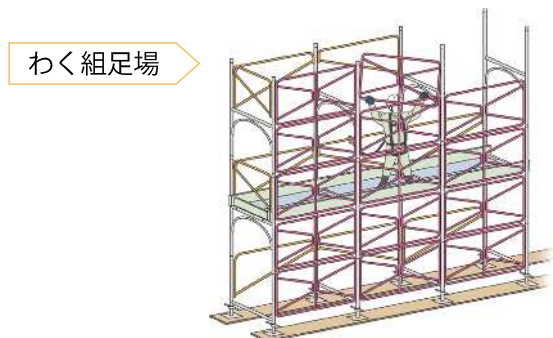
### 手すり先送り方式

- 足場の組立等の作業において、足場の最上層に作業床を取り付ける前に、最上層より一層下の作業床上から、建わくの脚柱等に沿って上下スライド等が可能な手すり又は手すりわく（先送り手すり機材）を最上層の作業床の端となる箇所に先行して設置する方式
- 先送り手すり機材は最上層のみに設置されることが一般的



### 手すり先行専用足場方式

- 鋼管足場用の部材及び附属金具の規格の適用除外が認められたわく組足場等であって、足場の最上層に作業床を取り付ける前に、当該作業床の端となる箇所に、最上層より一層下の作業床上から手すりの機能を有する部材を設置することができる構造の手すり先行専用のシステム足場による方式



## 性能

### 要求性能墜落制止用器具を 取り付ける機材

- 支柱用親綱は、下図の試験を行った場合に、次に定める強度等を有するものであること。
  - ①金具等(フック)が荷重11.5kNまでに破断、又はその機能を失う程度に変形、損傷等がなく、かつ、外れ止めの機能を維持すること。
  - ②荷重の最大値が14.0kN以上であること。



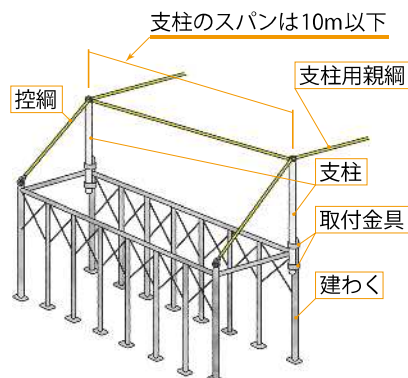
- その他、親綱機材の必要な性能はこちら



## 使用方法

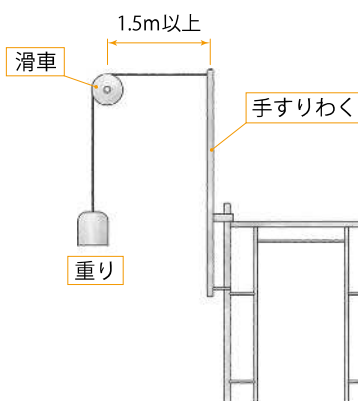
- 製造者が定める使用方法等により使用すること。
- 支柱の取り付け等は、次に定めるところによること。
- その他、必要な情報はこちら。

親綱機材・支柱用親綱・緊張器等の使用方法



### 据置手すり機材と先送り手すり機材

- 下図の試験を行った場合に、次に定める強度等を有するものであること。
  - ①水平移動量が100mm以下であること。
  - ②強度：水平移動量が45cm以下で、かつ、重りを30秒間保持できること。



- その他、手すりわくの必要な性能はこちら



- くさび緊結式足場用先行手すりの性能はこちら



据置手すり機材は、次に定めるところにより使用

- 交さ筋かいを取り外して使用する据置手すり機材にあつては、足場の片側構面に設置し、他の構面には交さ筋かいを設置すること。
- 要求性能墜落制止用器具取付設備として使用するときは、必要な強度を有していることを確認すること。
- 以下それぞれの使用方法及び製造者が定める使用方法等により使用すること

手すりわくの  
使用方法



くさび緊結式足場用先行  
手すりの使用方法



先送り手すり機材は、次に定めるところにより使用

- 足場の組立て等の作業が行われている足場の最上層に設置すること。
- 足場の片側又は両側の構面に設置すること。
- わく組足場を使用する場合は、交さ筋かい及び下横又は15センチメートル以上の幅木を設置した後でなければ上下スライドさせてはならないこと
- くさび緊結式足場に使用する場合は、手すり及び中横を設置した後でなければ上下移動させてはならないこと
- 要求性能墜落制止用器具を取り付ける設備として使用するときは、必要な強度を有していることを確認すること
- 製造者が定める使用方法等により使用すること

### 手すり先行専用足場

- 鋼管足場用の部材及び附属金具の規格の適用除外が認められたわく組足場等については、同規格に定める性能を有するものであること。

手すり先行専用足場は、次に定めるところにより使用

- 製造者が定める使用方法等により使用すること。
- 要求性能墜落制止用器具取付設備として使用するときは、必要な強度を有していることを確認すること

# 事前調査、各計画の策定により施工計画を策定し、

## 事前調査

次の事項の調査を行い、その状況を確認

<敷地内調査>

- 敷地内の建築物等の有無及びその状況
- 敷地の広さ、形状、鶏舎、土質等の状況
- 敷地使用上の制約、障害物の存在等
- その他足場の設置に関して必要な事項

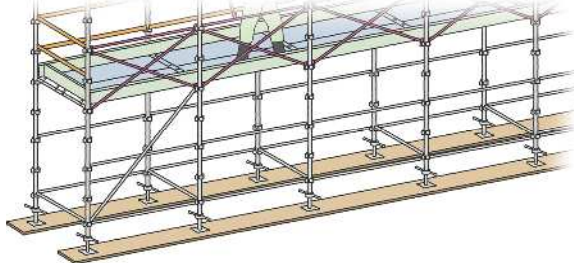
## 計 画

### 足場計画

次の事項を明らかにした足場計画を策定

- 足場の種類、足場の組立て等の作業方法
- 構造（丈夫で安心感のある構造）
- 設計荷重（足場の自重、積載荷重、風荷重、水平荷重等を適切に設定）
- 最大積載荷重（足場の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定める）
- 機材（足場の構造に応じた機材の種類及び量を確認）
- 組立図（各部材の配置、寸法、材質並びに取付けの時期及び順序が明記された組立図を作成）
- 点検（点検頻度、実施体制、結果の記録・保存・保存期間）

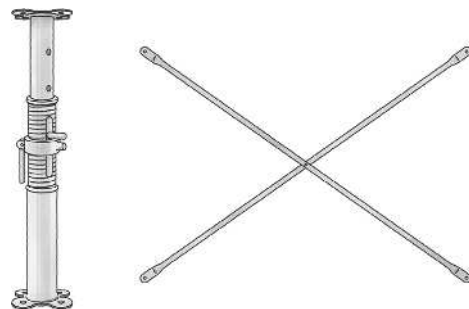
点検に関する改正労働安全衛生規則（令和5年10月施行）の情報はこちら▶



### 機材管理計画

次の事項を明らかにした機材管理計画を作成

- 機材の点検（組立て・変更の作業前に）
- 規格への適合の確認（鋼管足場用の部材及び附属金具の規格等）
- 経年管理の確認（参照：平成8年4月4日付け基発第223号の2「経年仮設機材の管理について」）



### 仮設備計画

次の足場に関連する仮設備を設置するときは、当該仮設備の種類、数量、設置場所、設置方法、設置期間及び使用方法を明らかにした仮設備計画を作成

- 安全に昇降するための仮設備
- 飛来落下を防止するための仮設備
- 照明を確保するための仮設備
- 電源を確保するための仮設備
- その他必要な仮設備

## 工程表

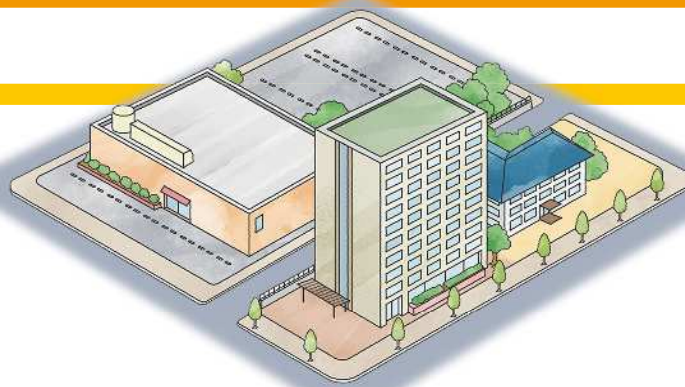
足場を使用する作業・足場の組立て等の作業において、次の事項を明らかにした工程表を作成

- 各作業に関する工程
- 安全衛生管理に関する工程
- 各作業間及び各作業と安全衛生管理の関連

# 関係労働者に周知しましょう！

## <周囲の調査>

- 敷地に隣接する建築物等の有無及びその状況
- 架空電線の有無及びその状況
- 崖、溝、水路、樹木等の有無及びその状況
- 道路、交通量、交通規制等の状況
- 工事施工上の制約等
- その他足場の設置に関して必要な事項



## 機械計画

足場の組立て等の作業にクレーン、移動式クレーン、車両系建設機械等の機械を使用する時は、次の事項を明らかにした機械計画を作成

- 機械の設置 (①使用する機械の種類、能力及び必要台数  
②使用する機械の設置場所、設置方法及び設置期間  
③使用する機械の搬出入の方法  
④その他機械の設置に必要な事項)
- 機械の使用 (①機械の作業範囲及び作業方法  
②機械の運行経路③機械の運転中に立入りを禁止する方法  
又は誘導者を配置する方法④その他機械の使用に必要な事項)



## 作業計画

足場の種類に応じて、次の事項を明らかにした作業計画を作成

- 足場の組立ての作業の準備 (障害物等の除去方法、架空電線の防護方法、足場の基礎地盤の整備方法、周辺道路、隣接家屋等への機材の飛来等の防止方法、機材等の搬入及び仮置き方法、その他足場の組立ての作業の準備に必要な事項)
- 足場の組立ての作業 (①足場を構成する部材の取付けの方法及び手順②朝顔、荷上げ構台、巻上機等足場の部材に取り付ける設備の取付けの方法及び手順③階段及び踊り場の設置方法及び設置手順④出入口等の補強方法及び補強手順⑤機械の作業方法等に応じた作業手順⑥その他足場の組立ての作業に必要な事項)
- 足場の解体の作業 (①取り付けたすべての部材等の取りはずし順序及びそれぞれの部材等の取りはずし手順②機械の作業方法等に応じた作業手順③その他足場の解体の作業に必要な事項)
- 足場の変更の作業 (①足場の変更に関する承認方法②一時的変更の場合における復元の時期及び確認方法③足場を変更する時期、範囲及び内容を関係労働者に周知する方法④その他足場の変更の作業に必要な事項)

## 安全衛生管理計画

次の事項を明らかにした安全衛生管理計画を作成

- 安全衛生管理体制
- 安全衛生教育
- 安全衛生活動

策定した計画に基づき、前のページで紹介した手すり先行工法の使用方法を確認し作業を行いましょう。

計画を変更する必要がある場合は、事前に関係者と十分に検討を行い、変更した計画を関係労働者に周知しまししょう！



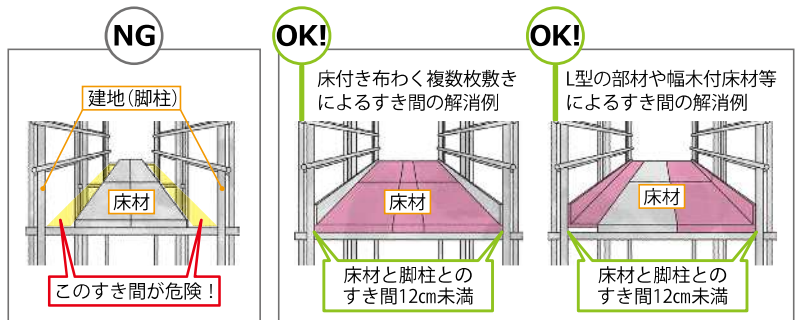


# ● 手すり先行工法を用いた足場の組立て等作業に当たり留意すべき事項

## 1. 足場の構造上の留意事項

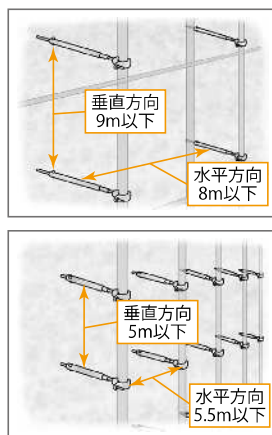
### 布

- 足場のはり間方向の脚柱の間隔と床材の幅の寸法を原則として同じものとし、両者の寸法が異なるときは、床材を複数枚設置する等により、床材と脚柱との隙間が、原則として12センチメートル未満になるように設置すること
- 床付き布わくのつかみ金具は、外れ止めを確実にロックすること



### 壁つなぎ

- 壁つなぎは、可能な限り壁面に直角に取り付けること
- 壁つなぎ用のアンカーは、専用のものを用いること。なお、後付けアンカーの場合、必要な引抜強度を確保すること
- 壁つなぎとして鋼管を躯体のH形鋼等に鉄骨用クランプを用いて設置する場合には、鋼管1本につきH形鋼等のフランジ部2箇所に取り付けること



### わく組足場

- 壁つなぎの間隔を垂直方向9メートル以下、水平方向8メートル以下で取り付けるとともに、最上層に壁つなぎ又は控えを取り付けること

### くさび緊結式足場

- 壁つなぎの間隔を垂直方向5メートル以下、水平方向5.5メートル以下で取り付けるとともに、最上層に壁つなぎ又は控えを取り付けること

### 脚部

- 足場の脚部の沈下を防止するため、地盤を十分に突き固め、敷板等を敷き並べること

#### わく組足場

- 建わくの脚柱の下端にジャッキ型ベース金具を配置し、建わくの高さを揃えること

#### くさび緊結式足場

- 支柱の下端にねじ管式ジャッキベース型金具を配置し、支柱の高さを揃えること

### 筋交い

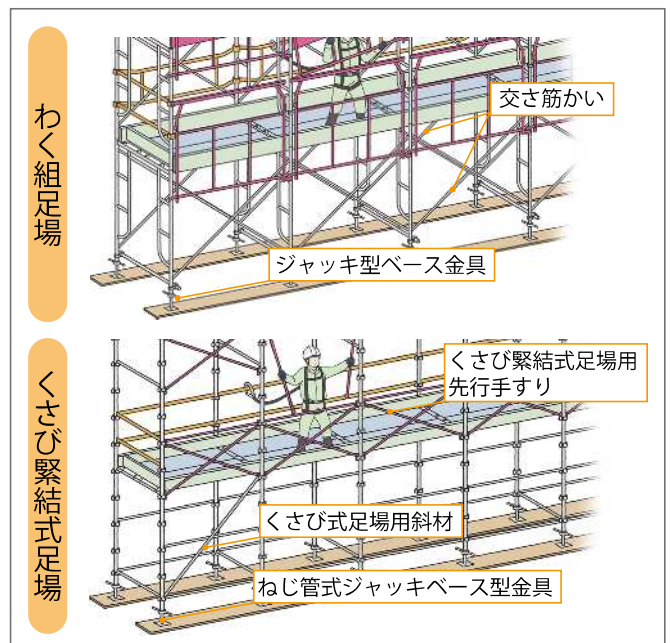
- 建わくの交さ筋かいピンは、確実にロックすること

#### わく組足場

- 交さ筋かいを原則として外側及び躯体側の両構面に取り付けること

#### くさび緊結式足場

- くさび緊結式足場用先行手すり又はくさび式足場用斜材を取り付けること



## 2. 足場の組立て等の作業における留意事項

### 作業時期等の周知

- 足場の組立て等の作業に係る時期、範囲及び順序を関係労働者に周知すること

### 立入禁止

- 足場の組立て等の作業を行う区域内には、関係労働者以外の立入りを禁止すること

## 手すり先行の徹底

- 手すりが先行して設置されていない作業床及び手すりが取り外された作業床には乗ってはならないことを関係労働者に周知徹底すること

## 要求性能墜落制止用器具を取り付ける 水平親綱の設置等

- 足場の組立て等の作業の必要上、手すり等を先行して設置できない又は取り外す場合は、水平親綱を張り、要求性能墜落制止用器具を使用させること。また、要求性能墜落制止用器具を取り付ける水平親綱を設置するときは、リーフレットP3の要求性能墜落制止用器具の性能・使用方法を確認すること

## つり網等の使用

- 機材等を上げ下ろしするときは、つり網、つり袋、荷揚げ用のウインチ、荷揚げ用のリフト等を労働者に使用させること

## 特別教育の実施

- 足場の組立て等の作業に係る業務に就く労働者に対しては、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務の特別教育を実施すること。また、足場を使用する作業に就く労働者に対しては、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務の特別教育を実施するよう努めること

## 要求性能墜落制止用器具の使用

- 足場の組立て等の作業の必要上、手すり等を先行して設置できない又は取り外す箇所においては、労働者に要求性能墜落制止用器具を装着させるとともに、要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備に、当該要求性能墜落制止用器具を確実に取り付けさせること。また、使用に当たっては、「要求性能墜落制止用器具の二丁掛」を基本とすること
- なお、要求性能墜落制止用器具の選定、使用方法等については、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」(平成30年6月22日付け基発0622第2号)に基づいて対応すること

## 悪天候時の作業の中止

- 強風時等の悪天候が予想されるときは、足場の組立て等の作業を中止すること

## 作業主任者の選任

- 足場の組立て等の作業を行うときは、足場の組立て等作業主任者を選任し、その者に安衛則第566条の職務を行わせるとともに、関係労働者が不安全行動を行わないよう監視させること

## 足場の変更

- 足場を変更する場合は、作業計画で定めた変更の方法等に基づき、変更の作業を行うとともに、一時的に変更した部材等は必ず復元すること

## 3. 足場の点検等に関する留意事項

### 点検等の実施体制

#### <点検者の指名>

- 安衛則第567条に基づき点検者を指名すること
- 足場の組立て作業後の点検の実施者は、
  - ・足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
  - ・労働安全コンサルタント(試験の区分が土木又は建築であるものに限る。)等の労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第88条第1項に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
  - ・全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
  - ・建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務者研修」を受けた者等十分な知識、経験を有する者を指名

#### <点検表の作成>

- 足場の組立て作業後の点検は足場の種類・機材に応じた点検等を行う項目を定めた点検表を作成する

#### <点検・補修結果等の記録及び保存>

- 作成した点検表により点検者の氏名、点検結果、補修の内容等を記録し、必要な期間保存すること

### 点検等の実施

#### <足場の組立て等の作業の監視>

- 足場の組立て等作業主任者に安衛則第566条に規定する作業の進行状況等の監視
- 手すり先行工法の機材や要求性能墜落制止用器具を取り付ける機材等の監視

#### <足場の組立て等の作業後の点検>

- 足場の組立て等の作業を行った後、指名された点検者は、作成した点検表を用いて安衛則第567条第2項に規定する点検を実施
- 安全ネット等の設置状況についても点検を行い、異常を認めるときは直ちに補修

#### <作業開始前点検>

- 足場を使用する作業を開始する前に、職長等当該足場を使用する労働者の責任者から点検者を指名し、安衛則第567条第1項の点検を実施

足場等の種類別点検チェックリスト  
を活用しよう。▶



## 4. 足場を使用する作業等における留意事項

- 足場を使用する作業等は、点検後に開始すること
- 作業床には、最大積載荷重を超えて積載してはならないこと。
- わく組足場の建わくを昇降する行為やくさび緊結式足場の支柱を昇降する行為等の足場上での不安全行動を行わないことを安全衛生教育等により関

- 係者に周知すること。
- 作業床の端に手すり等が設置されていない場合は、足場を使用する作業等を行ってはならないことを関係労働者に周知徹底すること
- 強風時等の悪天候が予想されるときは、足場を使用する作業等を中止すること。

# 建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約350人\*もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

※ 2019年～2023年における建設業の死亡災害発生件数の平均

## ○労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

### (1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

### (2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

### (3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された「労働災害防止対策に要する経費」が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

### (4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための実効性のある施策として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「安全衛生経費を内訳として明示するための標準見積書の作成手順」を作成し、各専門工事業団体に作成・活用を依頼しています。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する国土交通省の取組は  
下記HPをご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/anzeneisei.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html)



**安全衛生経費について  
のお問い合わせ先**

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室  
電話番号 03 (5253) 8111 (内線24813、24816)

問合せ先

**手すり先行工法等ガイドラインについて** 最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

■労働基準監督署一覧

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/location.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html)

労基署 所在案内 検索



## 2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

- 1 作業を請け負わせる一人親方等
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者には義務付けられます。

### ※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

- ・労働安全衛生規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・鉛中毒予防規則 ・四アルキル鉛中毒予防規則 ・特定化学物質障害予防規則、
- ・高気圧作業安全衛生規則 ・電離放射線障害防止規則 ・酸素欠乏症等防止規則 ・粉じん障害防止規則 ・石綿障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

## 法令改正の主な内容

### 1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の**設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと**
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、**請負人に対してもその作業方法を周知すること**
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、**請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**

### 2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、**その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、**その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること**
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること**
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、**その場所にいる労働者以外の人にも見やすい箇所に掲示すること**

## 注意事項

### 重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



### 作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

### 元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければなりません。

### 配慮義務の意味

配慮義務は、配慮すれば結果が伴わなくてもよいということではありません。何らかの手段で、労働者と同等の保護が図られるよう便宜を図る等の義務が事業者に課されます。

### 周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。

周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

### 請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止を遵守しなければなりません。

# 2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

## 法令改正等の主な内容

### 1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も**対象にすることが義務付けられます**。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること**

### 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、

- ① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
  - ② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面
- については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。

# 注意事項

## 重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

### 《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

### 《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



## 作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

## 元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければなりません。

## 周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。

周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

## 請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人でも立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。

# トラックでの荷役作業時における 安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

## 改正のあらまし

1

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。





## ● 昇降設備について（安衛則第 151 条の 67 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、2 トン以上 5 トン未満のものが追加されます。

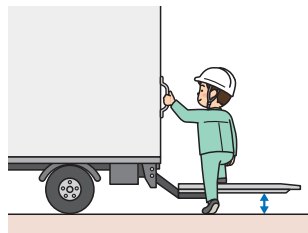
「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

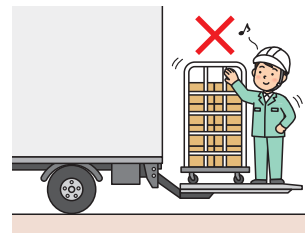
	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ 1.5m を超える箇所で作業を行うときは、安衛則第 526 条第 1 項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

### 【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

## ● 保護帽について（安衛則第 151 条の 74 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ① 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。
- ② 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
墜落による危険を 防止するための 保護帽の着用	△	● (上記①②) △ (上記以外)	○	高さ 2m 以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第 518 条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

## 2

### テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

R6.2.1  
施行

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作<sup>\*</sup>の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。

また、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※「テールゲートリフターの操作」には、稼働スイッチの操作のほか、キャストーストッパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止	2 時間
	関係法令	・労働安全衛生法令中の関係条項	0.5 時間
実技教育	・テールゲートリフターの操作の方法		2 時間

#### 【一部省略できる者】

- ① 施行の日時点において6月以上の業務従事歴を有する者は以下の時間とすることができます。  
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 45分以上で可    テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略不可  
関係法令 ⇒ 省略不可    テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 1時間以上で可
- ② 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく教育を実施した者は以下のとおり省略できます。  
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略可    テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可  
関係法令 ⇒ 省略不可    テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可
- ③ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会による「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を受講した者は以下のとおり省略できます。  
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略不可    テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可  
関係法令 ⇒ 省略不可    テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可

※その他詳細については最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

## 3

### 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

R5.10.1  
施行

走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用が除外されます。なお、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置については、引き続き義務付けられることにご留意ください。また、逸走防止の観点から、可能な範囲で原動機も停止するようにしてください。

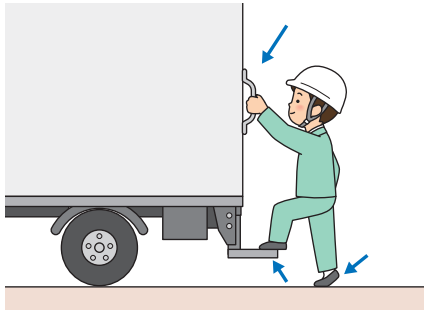
## 昇降設備の留意事項について



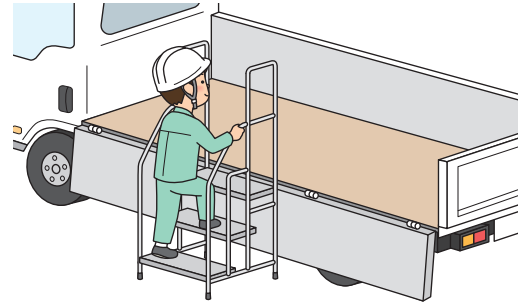
〈墜落のリスクが高い〉

〈望ましい〉

貨物自動車に設置されているステップで突出していないもの（上から見たときにステップが見えない等）は、墜落・転落するリスクが高いため、より安全な昇降設備を設置するようにしてください。



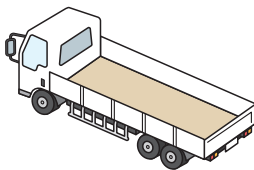
貨物自動車に設置されている昇降用のステップについては、可能な限り乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください。



可搬式の踏み台等の例

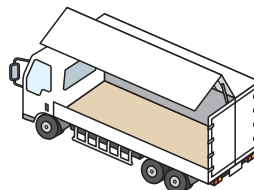
## 新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類（最大積載量 2 トン以上 5 トン未満のもの）

保護帽の着用が必要となるもの

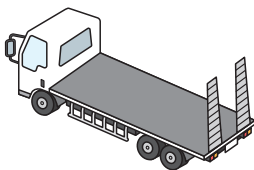


平ボディ車

（荷台の側面が構造上開閉できるものの例）

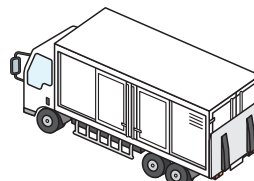


ウイング車



建機運搬車

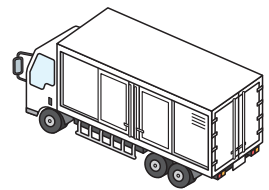
（荷台の側面が構造上開放されているものの例）



バン

（テールゲートリフターが設置されているもの）

適用されないもの



バン

（テールゲートリフターが設置されていないもの）

※墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することが望ましい。

※最大積載量 5 トン以上のトラックについては、トラックの種類にかかわらず保護帽の着用が必要です。

## テールゲートリフターの種類



アーム式



垂直式



後部格納式

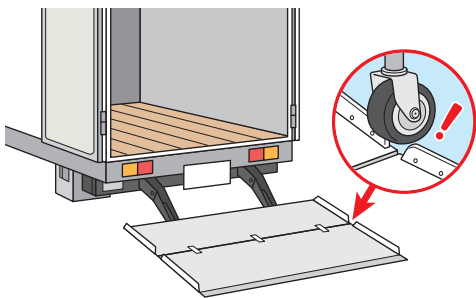


床下格納式

メーカー固有の商品名にかかわらず、労働安全衛生規則においては、貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトが規制の対象になります。

## その他、気をつけていただきたい事

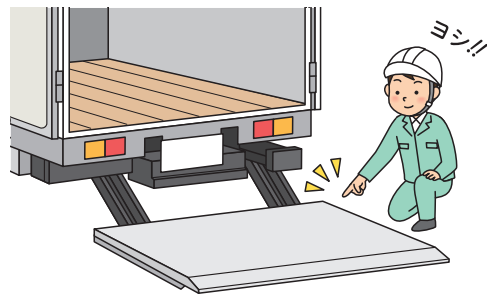
### 【床下格納式におけるサイドストッパーの隙間についての注意事項】



折り畳み部周辺のサイドストッパーに隙間が生じるので、隙間から車輪が脱輪しないよう、注意してください。

### 【テールゲートリフターの点検について】

テールゲートリフターについては、安衛則第151条の75に基づき作業開始前に点検を行ってください。



#### 【点検項目の例】

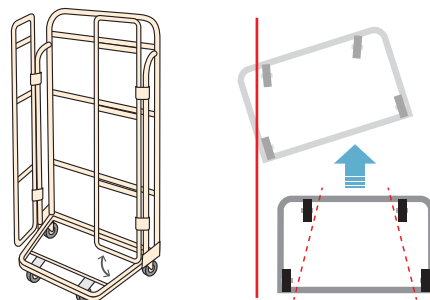
- ①正常に動作するか、異音がないか
- ②部材に亀裂、損傷、変形等がないか
- ③油圧系統に接手のゆるみや油漏れ等がないか
- ④スイッチは正常に動作するか、電気系統に異常はないか

### 【ロールボックスパレットの不具合を確認したとき】



ロールボックスパレットの不具合を確認した場合は、速やかに所有者又は荷主に報告し、対応を協議してください。

### 【U字型ロールボックスパレットについて】



短辺側をストッパーに当てると斜め配置になり、転倒や荷崩れにつながるおそれがありますので、逸走防止措置を確実に講じてください。

厚生労働省では、陸上貨物運送事業における労働災害を防止するため、以下のガイドラインを公表しております。

法令に定める事項のほか同ガイドラインに定める措置についても積極的な取組を進めていただきますようお願いいたします。

## 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、**荷役作業場所における安全の確保等**、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したものの。



▲詳細はこちらをご覧ください

## 交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害の防止を図るための指針として、**安全な走行ができない可能性が高い発注の禁止等**、事業者や運転者の責務と、荷主、元請事業者等による配慮事項等を示したものの。



▲詳細はこちらをご覧ください

## ●令和6年(2024年)4月からトラック運転者の改善基準告示を改正!



▲詳細はこちらをご覧ください

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへ

## ●長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させない**よう努めましょう。

### 取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる

詳細はこちらをご覧ください▶

「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」  
厚生労働省・国土交通省・公益社団法人  
全日本トラック協会 (2019/08)



改正安衛則の本文や施行通達など、詳しい内容につきましては、厚生労働省ホームページからご覧いただけます。

ご不明点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

### ■労働基準監督署一覧

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/location.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html)

労基署 所在案内 検索





死亡災害が多発しています。

交通誘導警備員がひかれる



様々な職種の人が同じ場所で作業を行う工事現場で災害を無くすためには、関係者の作業の連絡調整とそれぞれの方が現場のルールを守ることが必要不可欠です。被害者にも加害者にもならないために、自分が主役の安全対策、進めましょう。

## 守ろう！皆の命を守る現場のルール



- 1 警備計画、工事用車両の作業計画の周知と調整
- 2 建設機械やトラックの運行範囲・死角に入らない
- 3 後進時は誘導者の指示に従い走行する
- 4 車両の動き出し前は周囲の確認と合図を行う

警備業事業者の皆様  
は裏面もチェック！



警備業務の労働災害防止チェックリスト 下記項目を確認してください。

作業開始前	作業計画等	事前調査の的確な実施 ( 警備する作業場所や周辺の状況、建設現場においては、元請からの情報収集 )	<input type="checkbox"/>
		計画段階でのリスクアセスメント実施 ( 危険・有害要因の洗い出し、リスク評価と低減対策の検討 )	<input type="checkbox"/>
		調査結果に基づいた適切な作業計画の作成 ( 警備員の適正配置、夜間照明等を検討 )	<input type="checkbox"/>
		危険箇所等の作業計画への明示 ( 車両の駐停車の位置確認、車両の運行経路と警備員の動線確認 )	<input type="checkbox"/>
	点検等	警備を行う作業場所の的確な点検 ( 墜落・転落のおそれ、段差など転倒要因がないか、記録保存も )	<input type="checkbox"/>
		保護具、用具類の点検 ( 保護帽、作業服、安全靴、安全ベルト、誘導灯、カラーコーン、標識などの点検 )	<input type="checkbox"/>
	安全衛生対策等	作業指揮者の選任 ( 警備する作業場所における適正な人員配置、安全な車両誘導方法の指揮、警備員の保護具類の使用確認などの職務遂行 )	<input type="checkbox"/>
		全員で安全な作業の打ち合わせ実施 ( 作業計画・手順の確認・周知、危険予知活動の的確な実施 )	<input type="checkbox"/>
		建設現場における元請との連携 ( 車両入退場の情報、道路使用許可、駐停車場所、休憩場所の情報共有 )	<input type="checkbox"/>
		KY活動と体調管理の確認 ( 作業開始前の危険予知、朝礼時における警備員の健康状況把握と体調管理の徹底 )	<input type="checkbox"/>
		警備員に対する安全衛生教育の実施 ( 的確な安全教育や作業場所に応じた避難訓練の実施 )	<input type="checkbox"/>
作業時	車両の入退場時における接触防止の徹底 ( 的確な車両誘導と車両との距離確保！ )		<input type="checkbox"/>
	公道上における安全な車両誘導の徹底	 ( 道路工事や建設現場出入口からの車両誘導時における公道上での安全作業の徹底、交通法規の遵守確認と安全な立ち位置の確保！ )	<input type="checkbox"/>
	建設現場敷地内における車両誘導の安全対策徹底	( 現場敷地内における車両の運行経路と警備員などの動線確保、監視人の配置 )	<input type="checkbox"/>
	体調管理と休憩時間の確保	( 警備員における体調変化の有無の確認、体力回復に向けた適切な休憩確保、熱中症予防対策の徹底 )	<input type="checkbox"/>
	悪天候時等の環境悪化への対応	( 強風、大雨など悪天候時における安全作業の徹底と装備の確認！ )	<input type="checkbox"/>
	公衆災害の防止対策	( 第三者（通行人等）に対する安全対策（誘導員配置や歩行通路の確保）などの配慮 )	<input type="checkbox"/>

作業場名	点検日	点検者
------	-----	-----

第97回

# 全国安全週間

期間 令和6年7月1日(月)～7日(日)

準備期間:令和6年6月1日(土)～30日(日)

スローガン

危険に気付くあなたの目  
そして摘み取る危険の芽  
みんなで築く職場の安全



今年で97回目を迎える全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的として実施されてきました。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、令和5年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年を上回る見込みであり、増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次2年目となる令和6年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和6年度は、「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。



主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会  
協賛 建設業労働災害防止協会、  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、  
林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「令和6年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。





## 実施者の実施事項

### 1 安全衛生活動の推進

- ① 安全衛生管理体制の確立
  - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
  - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
  - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
  - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
  - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
  - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
  - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
  - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- ③ 自主的な安全衛生活動の促進
  - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
  - イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④ リスクアセスメントの実施
  - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
  - イ SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤ その他の取組
  - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
  - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
  - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

### 2 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
  - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
  - イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
  - ウ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
  - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
  - オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
- ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
  - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
  - イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、湿気の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
  - ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
  - エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
  - オ トラックの逸走防止措置の実施
  - カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- ③ 建設業における労働災害防止対策
  - ア 一般的事項
    - (ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
    - (イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
    - (ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
    - (エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
    - (オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
    - (カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
    - (キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
  - イ 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
  - ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施
- ④ 製造業における労働災害防止対策
  - ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
  - イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
  - ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
  - エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
  - オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- ⑤ 林業の労働災害防止対策
  - ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
  - イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

### 3 業種横断的な労働災害防止対策

- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
  - ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
  - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
  - ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
  - エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
  - オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
  - カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
- ② 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
  - ア 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」に基づく措置の実施
  - イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
  - ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- ③ 交通労働災害防止対策
  - ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
  - イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
  - ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
  - エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ④ 熱中症予防対策(STOP!熱中症 クールワークキャンペーン)
  - ア 暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
  - イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
  - ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮
- ⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策
  - ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
  - イ その他請負人等が上記10(1)~10(3)④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

●職場の安全、全国安全週間に関する情報は  
こちらでも発信しています!

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp>



職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>



●職場の安全、全国安全週間に関する情報は  
こちらでも発信しています!

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 安全週間

検索

●労働基準監督署等への届出は  
電子申請が便利です!

帳票入力支援サービス

検索



詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署